

県民共済

病気もケガもしっかりサポート!

入院
1日目
から

17,000円 給付

保障期間(18歳~60歳)の場合

主制度 県民共済かがやき4000 月額掛金 4,000円

新発売

女性のための
心強い保障!

県民共済 女性応援 医療特約

制度改定
保障額アップ!

県民共済生き生き
三大疾病特約

「県民共済かがやき」へ
プラスできるよう
になりました!

県民共済生き生き
入院特約

ネットで かんたん申込み

24時間
いつでも
OK

郵送
不要

印鑑
不要

お申込みは こちらから▶



詳しくは該当ページをご覧ください

県民共済の“いいところ”

お申込みは簡単

同封の申込書またはネットで

インターネットなら、24時間いつでもお申込みOK!



ネット申込みはこちら



妊婦さんもお申込みいただけます

健康診断・診断書の提出は不要、「被共済者の告知事項」欄での回答(告知)のみでお申込みいただけます。

高血圧症・脂質異常症の治療中もお申込みいただけます

専用申込書をお送りします。ネットからの資料請求、または電話でお問い合わせください。TEL0120-17-3737

すべての主制度は総合保障だから先進医療も保障

がんを含む病気・ケガの入院・手術・死亡などの保障が1つで備えられ、日帰りの入院・手術も保障します。

ニーズに合わせて補える特約が充実

女性特有の病気に備える「女性応援医療特約」が新発売!さらに、がんなどに備える「三大疾病特約」が制度改定。入院保障を手厚くする「入院特約」が「県民共済かがやき」へプラスできるようになりました。

ご契約時の年齢・性別にかかわらず一律の掛金

月々の負担を抑えた家計にやさしい掛金で病気・ケガに備えていただけます。

保障と掛金

割戻金と給付金

決算の結果により、剰余金が生じた場合は毎年8月に「割戻金」としてお戻しします

経費削減や事業効率化に取り組み、多くの「割戻金」をお戻しできるよう努めています。

※2023年度割戻金は2023年4月から2024年3月までの期間に払いただきました共済掛金額に対する割戻金です。

2023年度割戻率実績

すべての共済制度で
年間
払込掛金の
約**32.6%**
を返戻

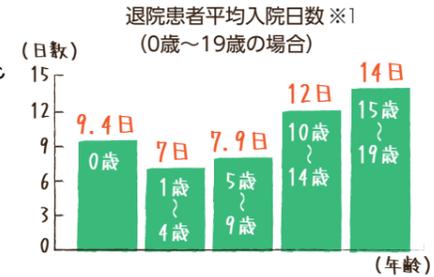
給付金は1週間以内にお支払いしています

書類到着後、不備等のない場合は、平均5営業日でお支払いしています。

■新しく組合員になられる方へ(出資金について) 本組合は、消費生活協同組合法に基づき共済事業等を営む「生活協同組合」です。出資金200円(1口100円を2口)の払込みによって、組合員として共済制度およびその他事業が利用できます。出資金は主制度の第1回共済掛金とともに口座振替等によりお払込みいただけます。
■ご意向に沿った制度内容か必ずご確認ください。 共済制度のご契約に際しては、保障内容・共済金額・共済掛金等が、お客様のご意向に沿った内容となっていることを必ず確認のうえ、お申込みください。

“だから安心” 県民共済

お子様が入院したら
退院するまで
平均**1週間以上!**



お子様の保障は

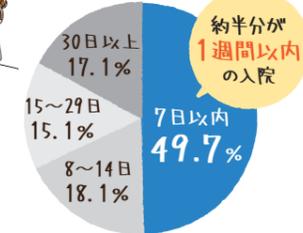
入院や手術、ケガの通院も備えられて安心!

入院は短期化傾向ですが、
医療費の平均自己負担額は

1日あたり**13,476円**も!
(20歳~59歳・3割負担の場合) ※2



入院期間別の割合 ※3



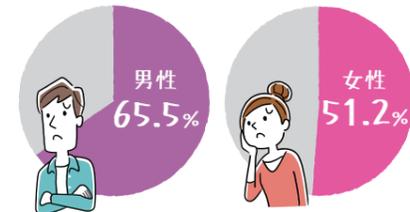
主制度は

短期入院でも入院1日目から保障されるので安心!

男性、女性ともにおおよそ

2人に1人が一生のうちに
がんと診断されます!

生涯でがんに罹患する確率 ※4



特約は

がんなど手厚く保障、一時金は治療時の支えに!

詳しくは保障のページをご覧ください

スマホでチェック

かんたんシミュレーション

年齢・性別などを入力して
おすすめ制度をご確認!



保障ラインナップ

お子様の保障	県民共済活き生き 新こども 月額掛金 1,000円	P3
	県民共済活き生き こども医療 特約 月額掛金 600円	P4
	県民共済かがやき 4000 月額掛金 4,000円	P5
	県民共済かがやき 2000 月額掛金 2,000円	P7
主制度	県民共済かがやき 1000 月額掛金 1,000円	P9
	県民共済活き生き 3000 月額掛金 3,000円	P11
	県民共済活き生き 1500 月額掛金 1,500円	P13
	県民共済活き生き 三大疾病 特約 月額掛金 1,100円	P15
特約	県民共済 女性応援 医療特約 月額掛金 1,000円	P16
	県民共済活き生き 入院特約 月額掛金 1,000円	P15
	県民共済 生命特約 月額掛金 1,000円	P16
	マイファミリー 特約 月額掛金 1,000円	P17

※1 厚生労働省「令和2年 患者調査」退院患者平均入院日数 ※2 厚生労働省「令和4年度 医療給付実態調査 第4表 入院」をもとに本組合で算出。公的医療保険では、月の初めから終わりまでで一定額を超えた一部負担金について払い戻しを受けられる「高額療養費制度」があります。 ※3 厚生労働省「令和2年 患者調査」推計退院患者数をもとに本組合で算出。 ※4 公益財団法人 がん研究振興財団「がんの統計2024」年齢階級別罹患リスク(2019年罹患・死亡データに基づく)全がん

大好評

身近なケガの通院など11項目の保障でお子様を守ります



おすすめポイント

月額掛金1,000円で11項目を保障します

さらに割戻金で掛金の実質負担は軽減!

お子様の請求件数で一番多いのは「通院」
日額 **3,000円**

身近なリスクもお支払いの対象に



*県民共済活き生き新こども支払件数実績 (2024年4月~8月)

医療費助成制度があるから大丈夫?

いいえ、入院時には対象外の出費がかさむことも…



県民共済活き生き新こどもの給付例

サッカーの試合中に転倒して前腕を骨折し、手術(骨折非観血的整復術)を受けた。*1



不慮の事故通院給付金

日額 3,000円 × 1日

手術給付金 *2

5万円

給付金合計 **5.3万円**

*1 当組合支払い実績より
*2 診療報酬点数2,000点未満/診療報酬点数は手術日現在によります

主制度

県民共済活き生き新こども

月額共済掛金

1,000円

お申込みができる年齢の範囲(被共済者)

0歳~満17歳

終期

18歳^{※1}

特約

県民共済活き生きこども医療特約

月額共済掛金

600円

お申込みができる年齢の範囲(被共済者)

0歳~満17歳

終期

18歳^{※2}

保障内容	給付金額	おもな支払要件
Point 入院 ^{※3} 日帰り入院可 1日目から保障(日額)	病気等 6,000円 不慮の事故 交通事故 6,000円	●250日分限度(1つの病気につき) ●事故日からその日を含めて180日以内に開始した入院の場合●500日分限度(1回の事故につき)
Point 手術 日帰り手術可 (1回につき)	病気 不慮の事故 交通事故 30万円・15万円・ 8万円・5万円	●傷病の治療を目的として手術を受けた場合※7
Point 通院 (日額) ^{※4}	病気等入院 退院後 3,000円 不慮の事故 交通事故 3,000円	●病気等入院給付金の支払対象となる継続10日以上入院をし、同一の病気等の治療を目的として退院後90日以内に通院した場合●実通院30日分限度(1つの病気につき) ●事故日からその日を含めて180日以内に通院をした場合●実通院90日分限度(1回の事故につき)
障害	不慮の事故 交通事故 800万円~30万円	●事故日からその日を含めて180日以内に所定の障害状態に該当した場合
高度障害	病気等 300万円 不慮の事故 交通事故 1,000万円	●病気等により所定の高度障害状態に該当した場合 ●事故日からその日を含めて180日以内に所定の高度障害状態に該当した場合
死亡	病気等一般 300万円 不慮の事故 交通事故 500万円	●病気等により死亡した場合 ●事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
難病介護給付金 ^{※5}	200万円	●保障開始日からその日を含めて1年を経過後に所定の難病に罹患し、公的医療費助成制度による受給者証などの交付を受け、通算90日以上入院治療を行った場合
先進医療給付金	300万円限度	●厚生労働大臣の承認した所定の高度な医療技術を用いた療養を受けた場合 ●入院給付金が支払われる場合
賠償事故給付金	1事故につき 100万円限度 (免責1,000円)	●被共済者が日本国内における偶発の事故により生じた、第三者の身体の障害または財物の損壊に対し、被共済者(親権者等を含みます)が法律上の損害賠償責任を負担した場合
親権者事故死亡・高度障害共済金	200万円	●被共済者の親権者※6が、不慮の事故・交通事故を直接の原因として死亡または高度障害状態に該当した場合●父母各200万円、通算して400万円限度
親権者病気等一般死亡共済金	親権者が む月の翌 相当額 病気等により死亡した日を含 月から終期月までの共済掛金	●被共済者の親権者※6が、保障開始日からその日を含めて1年を経過後に病気等により死亡した場合



保障内容	給付金額
入院 ^{※3} 日帰り入院可 1日目から保障 (日額)	病気等 5,000円 不慮の事故 交通事故 5,000円
手術 日帰り手術可 (1回につき)	病気 不慮の事故 交通事故 10万円・5万円・ 3万円・2万円

*県民共済活き生き新こどもに付加してご契約ください。特約のみではご契約いただけません。

◆日本国外の病院・診療所等での入院・通院・手術は、支払対象とはなりません。

※1 県民共済活き生き新こどもの終期…18歳に達した年度の3月31日。終期が到来したときは、県民共済活き生き1500へ自動切替となります。詳しくは本書19ページに記載の(契約概要:県民共済活き生き新こども終期時の取扱いについて)をご確認ください。

※2 県民共済活き生きこども医療特約の終期…18歳に達した年度の3月31日
※3 日帰り入院とは、入院日と退院日が同一で、入院料のお支払いがある場合をいいます。

※4 通院は病院または診療所に通い、実際に医師の治療を受けた「実通院」の日数が支払対象となります。ギプス固定期間は、通院の支払対象とはなりません。
※5 難病介護給付金…再生不良性貧血、小児がん、小児慢性腎炎などの難病(指定難病・小児慢性特定疾患)で、長期療養のお子様を介護するご家族の経済的・精神的な負担を軽減するための保障です。

※6 被共済者が成年である場合は、「親権者」を「被共済者と同一世帯に属する父または母」と読み替えて取扱います。

※7【手術給付金について】給付金額は、下表に定める手術の診療報酬点数と本組合の基準によります。

・治療上の処置、筋肉・臓器に達しない創傷処理、骨に及ばない抜歯手術、視力矯正のためのレーシック手術は、支払対象とはなりません。

診療報酬 点数	県民共済活き生き 新こども 手術給付金額	県民共済活き生き こども医療特約 手術給付金額
2,000点未満	5万円	2万円
2,000点以上 6,000点未満	8万円	3万円
6,000点以上 20,000点未満	15万円	5万円
20,000点以上	30万円	10万円

18~22ページの「契約概要」「注意喚起情報」とあわせてご確認ください。

入院保障にしっかりと重点を置いた総合保障を85歳まで

おすすめポイント

がんを含む病気やケガによる
入院、手術、死亡・高度障害、
日帰りもOK **先進医療**を保障

年齢・性別にかかわらず掛金は一律
85歳まで保障が続きます
(お申込みは満65歳まで)

入院1日目から
17,000円給付

保障期間(18歳~60歳)の場合

県民共済かがやき4000の給付例

女性(39歳のとき)、
帰宅中に駅改札内の階段で
転倒してしまい、検査を
受けたところ
腰椎骨折と
診断され、
30日間
入院した。*1

事故入院給付金
日額 17,000円×30日

給付金
合計 **51万円**

男性(49歳のとき)、
前立腺がん
と診断され、3日間
入院し、手術を
受けた。*2

病気入院給付金
日額 17,000円×3日

手術給付金*3
10万円

給付金
合計 **15.1万円**

*1 当組合支払実績より *2 厚生労働省「令和2年 患者調査」45歳~49歳(男性)の退院患者平均在院日数 *3 診療報酬点数20,000点以上/診療報酬点数は手術日現在によります



主制度

県民共済かがやき
4000

月額共済掛金

4,000円

お申込みができる年齢の範囲(被共済者)

満18歳~満65歳

終期

85歳^{※1}

保障年齢層		第1保障年齢層	第2保障年齢層	第3保障年齢層	第4保障年齢層	第5保障年齢層
お申込みができる年齢の範囲(被共済者)		満18歳~満59歳	満60歳~満64歳	満65歳	—	—
保障期間		18歳~60歳	60歳~65歳	65歳~70歳	70歳~80歳	80歳~85歳
60歳、65歳、70歳、80歳になられて初めて迎える4月1日以後は保障内容が自動的に移行します。						
入院	病気等	17,000円	13,000円	8,000円	6,000円	3,000円
	不慮の事故・交通事故	17,000円	13,000円	8,000円	6,000円	3,000円
手術	病気・不慮の事故・交通事故	10万円・5万円・2.5万円	4万円・2万円・1万円	4万円・2万円・1万円	4万円・2万円・1万円	—
死亡・高度障害	病気等一般	500万円	250万円	120万円	60万円	30万円
	不慮の事故・交通事故	1,000万円	700万円	200万円	150万円	70万円
先進医療給付金 入院給付金が支払われる場合		500万円限度	300万円限度	200万円限度	100万円限度	—

◆日本国外の病院・診療所等での入院・手術は、
*1 終期...85歳に達した年度の3月31日
*2 日帰り入院とは、入院日と退院日が同一で、
*3 【手術給付金について】給付金額は、右表に
・2,000点未満の場合は、支払対象とはなりません
・治療上の処置、筋肉・臓器に達しない創傷処理、
手術は、支払対象とはなりません。

18~22ページの「契約概要」「注意喚

支払対象とはなりません。

入院料のお支払いがある場合をいいます。
定める手術の診療報酬点数と本組合の基準によりま
す。
骨に及ばない抜歯手術、視力矯正のためのレーシッ

起情報」とあわせてご確認ください。

診療報酬点数	手術給付金額			
	第1保障年齢層	第2保障年齢層	第3保障年齢層	第4保障年齢層
2,000点以上6,000点未満	2.5万円	1万円	1万円	1万円
6,000点以上20,000点未満	5万円	2万円	2万円	2万円
20,000点以上	10万円	4万円	4万円	4万円

<県民共済かがやき4000は保障開始日から1年を経過後、県民共済かがやき1000・2000へ所定の取扱方法により毎月1日付けでコース変更することができます。なお、被共済者の告知は不要です。>

プラスできる特約

三大疾病特約

P15 女性応援医療特約 / half P16

入院特約

P15

生命特約

P16

マイファミリー特約 P17

抑えた掛金でバランスの良い安心の保障をお届けします

おすすめポイント

入院保障も死亡保障も
バランスよく必要だけど
掛金は抑えたい方へ

入院 8,500円給付
1日目から
死亡(病気等一般) 250万円給付
保障期間(18歳~60歳)の場合

県民共済かがやき2000の給付例

男性(45歳のとき)、
食欲不振と胃痛が続き、検査を
受けたところ **胃がん**と診断

された。
22日間入院し、
手術を受けた。
*1

病気入院給付金

日額 8,500円×22日

手術給付金 *2

5万円

給付金
合計 **23.7**万円

*1 厚生労働省「令和2年 患者調査」45歳~49歳(男性)の退院患者平均在院日数
*2 診療報酬点数20,000点以上/診療報酬点数は手術日現在によります

「県民共済かがやき」ご契約中の方の声

女性 20代 県民共済かがやき2000へご加入

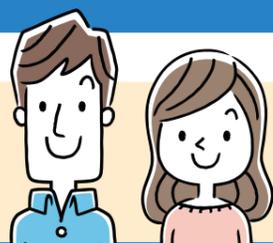
結婚と引っ越しを機に県民共済に加入したばかりの入院、手術でした。そのため私でも利用できるのか不安でしたが、電話で事情を説明し書類のやりとりの後、無事に給付金をいただくことができ安心しました。

給付金
合計 **5万500円**

病気入院 日額 8,500円×3日

病気手術 2万5,000円 *

* 診療報酬点数6,000点以上
20,000点未満



主制度

県民共済かがやき
2000

月額共済掛金

2,000円

お申込みができる年齢の範囲(被共済者)

満18歳~満65歳

終期

85歳^{※1}

保障年齢層		第1保障年齢層	第2保障年齢層	第3保障年齢層	第4保障年齢層	第5保障年齢層
お申込みができる年齢の範囲(被共済者)		満18歳~満59歳	満60歳~満64歳	満65歳	—	—
保障期間		18歳~60歳	60歳~65歳	65歳~70歳	70歳~80歳	80歳~85歳
60歳、65歳、70歳、80歳になられて初めて迎える4月1日以後は保障内容が自動的に移行します。						
入院 ※2 日帰り入院可 1日目から保障 (日額)	病気等	8,500円	6,500円	4,000円	3,000円	1,500円
	不慮の事故 交通事故	8,500円	6,500円	4,000円	3,000円	1,500円
おもな支払要件 ● 第1~3保障年齢層:124日分限度(1つの病気につき) ● 第4~5保障年齢層:64日分限度(1つの病気につき) ● 第1~5保障年齢層を通じて1,000日分限度						
手術 日帰り手術可 (1回につき)	病気 不慮の事故 交通事故	5万円・2.5万円・ 1.25万円	2万円・1万円・ 0.5万円	2万円・1万円・ 0.5万円	2万円・1万円・ 0.5万円	—
	病気等一般	250万円	125万円	60万円	30万円	15万円
おもな支払要件 ● 傷病の治療を目的として手術を受けた場合 ※3						
死亡 高度障害	病気等一般	250万円	125万円	60万円	30万円	15万円
	不慮の事故 交通事故	500万円	350万円	100万円	75万円	35万円
おもな支払要件 ● 病気等により死亡または所定の高度障害状態に該当した場合						
先進医療給付金 入院給付金が支払われる場合	病気等一般	250万円限度	150万円限度	100万円限度	50万円限度	—
	不慮の事故 交通事故	250万円限度	150万円限度	100万円限度	50万円限度	—
おもな支払要件 ● 厚生労働大臣の承認した所定の高度な医療技術を用いた療養を受けた場合						

◆日本国外の病院・診療所等での入院・手術は、
※1 終期...85歳に達した年度の3月31日
※2 日帰り入院とは、入院日と退院日が同一で、
※3 【手術給付金について】給付金額は、右表に
・2,000点未満の場合は、支払対象とはなりません
・治療上の処置、筋肉・臓器に達しない創傷処理、
手術は、支払対象とはなりません。

18~22ページの「契約概要」「注意喚

支払対象とはなりません。

入院料のお支払いがある場合をいいます。
定める手術の診療報酬点数と本組合の基準によります。
骨に及ばない抜歯手術、視力矯正のためのレーシック

起情報」とあわせてご確認ください。

診療報酬点数	手術給付金額			
	第1保障年齢層	第2保障年齢層	第3保障年齢層	第4保障年齢層
2,000点以上6,000点未満	1.25万円	0.5万円	0.5万円	0.5万円
6,000点以上20,000点未満	2.5万円	1万円	1万円	1万円
20,000点以上	5万円	2万円	2万円	2万円

<県民共済かがやき2000は保障開始日から1年を経過後、県民共済かがやき1000・4000へ所定の取扱方法により毎月1日付けでコース変更することができます。なお、県民共済かがやき1000へ変更する場合は被共済者の告知は不要、県民共済かがやき4000へ変更する場合は被共済者の告知が必要です。>

プラスできる特約

三大疾病特約

P15 女性応援医療特約/half P16

入院特約

P15

生命特約

P16

マイファミリー特約 P17

手頃な掛金で“はじめての共済”を始めませんか



おすすめポイント

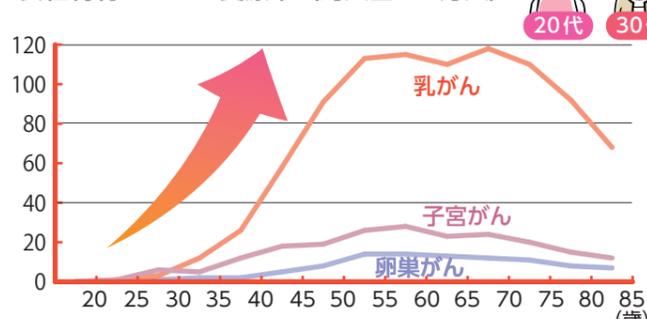
月額掛金 1,000円で
入院 5,000円給付

1日目から 保障期間(18歳~60歳)の場合

しかも! **がん**を含む病気やケガによる
入院、手術、死亡・高度障害、
日帰りもOK **先進医療**を保障

20代・30代から高まるリスク

女性特有のがんの受療率 (対人口 10万人)



* 厚生労働省「令和2年 患者調査」受療率をもとに本組合で算出

県民共済かがやき 1000 の給付例

女性(35歳のとき)、**乳がん**と診断された。乳腺悪性腫瘍手術(乳房切除術)を受け9日間入院した。*1



病気入院給付金

日額 5,000円×9日

手術給付金 *2

3万円

給付金合計 **7.5万円**

*1 厚生労働省「令和2年 患者調査」35歳~39歳(女性)の退院患者平均在院日数

*2 診療報酬点数20,000点以上/診療報酬点数は手術日現在によります



主制度

県民共済かがやき
1000

月額共済掛金

1,000円

お申込みができる年齢の範囲(被共済者)

満18歳~満65歳

終期

85歳^{※1}

保障年齢層		第1保障年齢層	第2保障年齢層	第3保障年齢層	第4保障年齢層	第5保障年齢層
お申込みができる年齢の範囲(被共済者)		満18歳~満59歳	満60歳~満64歳	満65歳	—	—
保障期間		18歳~60歳	60歳~65歳	65歳~70歳	70歳~80歳	80歳~85歳
60歳、65歳、70歳、80歳になられて初めて迎える4月1日以後は保障内容が自動的に移行します。						
入院 日帰り入院可 1日目から保障(日額)	病気等	5,000円	3,000円	2,000円	1,500円	1,000円
	不慮の事故・交通事故	5,000円	3,000円	2,000円	1,500円	1,000円
手術 日帰り手術可(1回につき)	病気 不慮の事故・交通事故	3万円・1.5万円・0.75万円	1.5万円・0.75万円・0.5万円	0.75万円・0.5万円・0.3万円	0.75万円・0.5万円・0.3万円	—
	病気等一般	100万円	50万円	25万円	15万円	10万円
死亡・高度障害	不慮の事故・交通事故	150万円	60万円	30万円	15万円	10万円
	先進医療給付金 入院給付金が支払われる場合	100万円限度	50万円限度	30万円限度	15万円限度	—

おもな支払要件 ● 第1~3保障年齢層:124日分限度(1つの病気につき) ● 第4・5保障年齢層:64日分限度(1つの病気につき) ● 第1~5保障年齢層を通じて1,000日分限度

おもな支払要件 ● 事故日からその日を含めて180日以内に開始した入院(再入院)の場合 ● 200日分限度(1回の事故につき) ● 第1~5保障年齢層を通じて1,000日分限度

おもな支払要件 ● 傷病の治療を目的として手術を受けた場合 ※3

おもな支払要件 ● 病気等により死亡または所定の高度障害状態に該当した場合

おもな支払要件 ● 事故日からその日を含めて180日以内に死亡または所定の高度障害状態に該当した場合

おもな支払要件 ● 厚生労働大臣の承認した所定の高度な医療技術を用いた療養を受けた場合

◆日本国外の病院・診療所等での入院・手術は、
※1 終期...85歳に達した年度の3月31日
※2 日帰り入院とは、入院日と退院日が同一で、
※3【手術給付金について】給付金額は、右表に
・2,000点未満の場合は、支払対象とはなりません
・治療上の処置、筋肉・臓器に達しない創傷処理、
手術は、支払対象とはなりません。

18~22ページの「契約概要」「注意喚

支払対象とはなりません。
入院料のお支払いがある場合をいいます。
定める手術の診療報酬点数と本組合の基準によります。
骨に及ばない抜歯手術、視力矯正のためのレーシック

起情報」とあわせてご確認ください。

診療報酬点数	手術給付金額			
	第1保障年齢層	第2保障年齢層	第3保障年齢層	第4保障年齢層
2,000点以上6,000点未満	0.75万円	0.5万円	0.3万円	0.3万円
6,000点以上20,000点未満	1.5万円	0.75万円	0.5万円	0.5万円
20,000点以上	3万円	1.5万円	0.75万円	0.75万円

<県民共済かがやき1000は保障開始日から1年を経過後、県民共済かがやき2000・4000へ所定の取扱方法により毎月1日付けでコース変更することができます。なお、被共済者の告知が必要です。>

ロングセラーの幅広い総合保障、特約をプラスしてさらに保障充実



主制度

県民共済活き生き
3000

月額共済掛金

3,000円

お申込みができる年齢の範囲(被共済者)

満18歳~満75歳

終期

80歳^{※1}

おすすめポイント

お申込みは **満75歳まで**
(80歳まで保障)

ご契約時の年齢・性別にかかわらず

掛金は一律です

注目! 手術給付金額に自信アリ

手術 最高 **20万円** 給付

保障期間(18歳~60歳)の場合

手術を手厚く、入院から死亡まで幅広く保障

交通事故通院も対象に

※ 交通事故通院は、第1保障年齢層での保障となります

県民共済活き生き3000の給付例

女性(29歳のとき)、
子宮頸がんと診断。

6日間入院し、
子宮頸部摘出術
を受けた。*1

病気入院給付金

日額7,000円×6日

手術給付金 *2

5万円

給付金
合計 **9.2万円**

男性(50歳のとき)、
白内障(片眼)の手術を
日帰りで行った。*3



手術給付金 *4

10万円

給付金
合計 **10万円**

*1 厚生労働省「令和2年 患者調査」25歳~29歳(女性)の退院患者平均在院日数
*2 診療報酬点数2,000点以上6,000点未満 *3 当組合支払実績より
*4 診療報酬点数6,000点以上20,000点未満/診療報酬点数は手術日現在により

保障年齢層	第1保障年齢層	第2保障年齢層	第3保障年齢層	第4保障年齢層	第5保障年齢層
お申込みができる年齢の範囲(被共済者)	満18歳~満59歳	満60歳~満64歳	満65歳~満69歳	満70歳~満74歳	満75歳
保障期間	18歳~60歳	60歳~65歳	65歳~70歳	70歳~75歳	75歳~80歳
60歳、65歳、70歳、75歳になられて初めて迎える4月1日以後は保障内容が自動的に移行します。					
入院 ^{※2} 日帰り入院可	7,000円	5,000円	2,500円	2,500円	2,500円
1日目から保障 (日額)	7,000円	5,000円	3,000円	3,000円	3,000円
手術 日帰り手術可 (1回につき)	20万円・10万円・5万円	12万円・6万円・3万円	10万円・5万円・2.5万円	6万円・3万円・1.5万円	1万円
通院 (日額) ^{※3}	1,500円	—	—	—	—
障害 障害状態の程度に応じて	(1事故通算400万円限度) 320万円~12万円	(1事故通算300万円限度) 240万円~9万円	(1事故通算150万円限度) 120万円~4.5万円	(1事故通算130万円限度) 104万円~3.9万円	(1事故通算130万円限度) 104万円~3.9万円
死亡 高度障害	(1事故通算500万円限度) 400万円~15万円	(1事故通算400万円限度) 320万円~12万円	(1事故通算200万円限度) 160万円~6万円	(1事故通算160万円限度) 128万円~4.8万円	(1事故通算160万円限度) 128万円~4.8万円
先進医療給付金 入院給付金が支払われる場合	500万円限度	300万円限度	200万円限度	100万円限度	100万円限度

*おもな支払要件...障害、死亡・高度障害は(不
◆日本国外の病院・診療所等での入院・通院および手術は、支払対象とはなりません。
*1 終期...80歳に達した年度の3月31日
お支払いがある場合をいいます。 *3 通院は
通院]の日数が支払対象となります。ギプス固定
<県民共済活き生き3000は保障開始日から1
扱方法により毎月1日付けでコース変更するこ
18~22ページの「契約概要」「注意喚

慮の事故・交通事故)共通となります。
び手術は、支払対象とはなりません。
*2 日帰り入院とは、入院日と退院日が同一で、入院料の
病院または診療所に通い、実際に医師の治療を受けた「実
期間」は、通院の支払対象とはなりません。
年を経過後、県民共済活き生き1500・2000へ所定の取
とができます。なお、被共済者の告知は不要です。>
起情報」とあわせてご確認ください。

*4【手術給付金について】給付金額は、下表に定める手術の診療報酬点数と本組合の基準により。2,000点未満の場合は、支払対象とはなりません。・治療上の処置、筋肉・臓器に達しない創傷処理、骨に及ばない抜歯手術、視力矯正のためのレーシック手術は、支払対象とはなりません。

診療報酬点数	第1保障年齢層	第2保障年齢層	第3保障年齢層	第4保障年齢層	第5保障年齢層
2,000点以上6,000点未満	5万円	3万円	2.5万円	1.5万円	1万円
6,000点以上20,000点未満	10万円	6万円	5万円	3万円	1万円
20,000点以上	20万円	12万円	10万円	6万円	1万円

家計にやさしい掛金だから、若年層からの備えにぴったり



主制度

県民共済活き生き
1500

月額共済掛金

1,500円

お申込みができる年齢の範囲(被共済者)

満18歳～満75歳

終期

80歳^{※1}

おすすめポイント

お申込みは

満75歳までできます!

(80歳まで保障)

入院、手術、交通事故通院、
(日帰りもOK)
障害、死亡・高度障害、
先進医療を保障します

※ 交通事故通院は、第1保障年齢層での保障となります

県民共済活き生き 1500 の給付例

男性(25歳のとき)、
サッカーの練習中、
左膝前十字靭帯を断裂。
縫合術を受け
12日間
入院した。



事故入院給付金

日額 3,500円×12日^{*1}

手術給付金^{*2}

10万円

給付金
合計 14.2万円

^{*1} 厚生労働省「令和2年 患者調査」25歳～29歳(男性)の退院患者平均在院日数
^{*2} 診療報酬点数20,000点以上/診療報酬点数は手術日現在によります

「県民共済活き生き」ご契約中の方の声

男性20代 県民共済活き生き1500+入院特約へご加入

11日間の入院、手術でした。
仕事柄、退院後も10日間就業
不可となり、当月の給与支給
額は減少。手術費用とあわせ
て生活費の心配がありました。
退院後すぐに手続きを行った
ところ、迅速に給付金が振り
込まれ大変助かりました。

給付金
合計 13.5万円

病气入院 日額 3,500円×11日

入院特約 日額 6,500円×11日

病气手術 2万5,000円*

* 診療報酬点数2,000点以上
6,000点未満

保障年齢層	第1保障年齢層	第2保障年齢層	第3保障年齢層	第4保障年齢層	第5保障年齢層
お申込みができる年齢の範囲(被共済者)	満18歳～満59歳	満60歳～満64歳	満65歳～満69歳	満70歳～満74歳	満75歳
保障期間	18歳～60歳	60歳～65歳	65歳～70歳	70歳～75歳	75歳～80歳
60歳、65歳、70歳、75歳になられて初めて迎える4月1日以後は保障内容が自動的に移行します。					
入院 ^{※2} 日帰り入院可 1日目から保障 (日額)	病气等 不慮の事故 交通事故	3,500円	2,500円	1,250円	1,250円
おもな支払要件・第1～3保障年齢層:124日分限度(1つの病気に付き)・第4・5保障年齢層:64日分限度(1つの病気に付き)・第1～5保障年齢層を通じて1,000日分限度					
手術 日帰り手術可 (1回につき)	病气 不慮の事故 交通事故	10万円・5万円・ 2.5万円	6万円・3万円・ 1.5万円	5万円・2.5万円・ 1.25万円	3万円・1.5万円・ 0.75万円
おもな支払要件・傷病の治療を目的として手術を受けた場合 ^{※4}					
通院 (日額) ^{※3}	交通事故	750円	—	—	—
おもな支払要件・事故日からその日を含めて180日以内に通院をした場合・実通院90日分限度(1回の事故につき)					
障害 障害状態の 程度に応じて	不慮の事故	(1事故通算200万円限度) 160万円～6万円	(1事故通算150万円限度) 120万円～4.5万円	(1事故通算75万円限度) 60万円～2.25万円	(1事故通算65万円限度) 52万円～1.95万円
	交通事故	(1事故通算250万円限度) 200万円～7.5万円	(1事故通算200万円限度) 160万円～6万円	(1事故通算100万円限度) 80万円～3万円	(1事故通算80万円限度) 64万円～2.4万円
おもな支払要件*・事故日からその日を含めて180日以内に所定の障害状態に該当した場合					
死亡 ・ 高度 障害	病气等一般	200万円	75万円	50万円	25万円
	不慮の事故	400万円	300万円	75万円	65万円
	交通事故	500万円	400万円	100万円	80万円
おもな支払要件*・病气等により死亡または所定の高度障害状態に該当した場合					
先進医療給付金 入院給付金が支払われる場合		250万円限度	150万円限度	100万円限度	50万円限度
おもな支払要件*・厚生労働大臣の承認した所定の高度な医療技術を用いた療養を受けた場合					

*おもな支払要件...障害、死亡・高度障害は(不
◆日本国外の病院・診療所等での入院・通院および手術は、支払対象とはなりません。
※1 終期...80歳に達した年度の3月31日
お支払いがある場合をいいます。 ※3 通院は
通院」の日数が支払対象となります。ギプス固定
<県民共済活き生き1500は保障開始日から1
扱方法により毎月1日付けでコース変更するこ
18～22ページの「契約概要」「注意喚

慮の事故・交通事故)共通となります。
び手術は、支払対象とはなりません。
※2 日帰り入院とは、入院日と退院日が同一で、入院料の
病院または診療所に通い、実際に医師の治療を受けた「実
期間は、通院の支払対象とはなりません。
年を経過後、県民共済活き生き2000・3000へ所定の取
とができます。なお、被共済者の告知が必要です。>
起情報」とあわせてご確認ください。

※4【手術給付金について】給付金額は、下表に定める手術の診療報酬点数と本組合の基準によります。

診療報酬点数	第1保障年齢層	第2保障年齢層	第3保障年齢層	第4保障年齢層	第5保障年齢層
2,000点以上6,000点未満	2.5万円	1.5万円	1.25万円	0.75万円	0.5万円
6,000点以上20,000点未満	5万円	3万円	2.5万円	1.5万円	0.5万円
20,000点以上	10万円	6万円	5万円	3万円	0.5万円

・2,000点未満の場合は、支払対象とはなりません。・治療上の処置、筋肉・臓器に達しない創傷処
理、骨に及ばない抜歯手術、視力矯正のためのレーシック手術は、支払対象とはなりません。

がん・急性心筋梗塞・脳卒中の三大疾病に備える

特約 県民共済活き生き 三大疾病特約 月額共済掛金 **1,100円** お申込みができる年齢の範囲(被共済者) **満18歳~満74歳** 終期 **75歳**^{※1}

保障年齢層	第1保障年齢層	第2保障年齢層	第3保障年齢層	第4保障年齢層
お申込みができる年齢の範囲(被共済者)	満18歳~満59歳	満60歳~満64歳	満65歳~満69歳	満70歳~満74歳
保障期間	18歳~60歳	60歳~65歳	65歳~70歳	70歳~75歳
60歳、65歳、70歳になられて初めて迎える 4月1日以後は保障内容が自動的に移行します。				
三大疾病入院 日帰り入院可 ^{※2}	5,000円	2,500円	2,000円	1,500円
1日目から保障(日額)	おもな支払要件●第1~3保障年齢層:124日分限度(1つの三大疾病につき)●第4保障年齢層:64日分限度(1つの三大疾病につき)			
三大疾病手術 日帰り手術可 (1回につき)	20・10・5万円	12・6・3万円	10・5・2.5万円	6・3・1.5万円
おもな支払要件●所定の三大疾病の診断を受け手術を受けた場合 ^{※3}				
がん診断一時金	60万円	25万円	15万円	10万円
おもな支払要件●保障開始日からその日を含めて90日を経過した後に、所定のがんまたは上皮内がん ^{※4} と診断確定された場合				

対象となる三大疾病とは? 悪性新生物(がん)または上皮内がん・急性心筋梗塞(狭心症を除く)・脳卒中(脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞)をいいます。(神奈川県民共済の三大疾病分類によります。)

! 2025年4月1日より第1保障年齢層のがん診断一時金増額

「三大疾病特約」または「女性応援医療特約・half」は、いずれか1つをお選びいただけます。

女性のためのふたつの特約が登場!

新発売 年齢にかかわらず 同じ給付額

特約 県民共済 女性応援医療特約 月額共済掛金 **1,000円** 終期 **75歳**^{※1}

保障年齢層	第1保障年齢層	第2保障年齢層	第3保障年齢層	第4保障年齢層
お申込みができる年齢の範囲(被共済者)	満18歳~満74歳			
保障期間	18歳~75歳			
女性特定疾病入院 日帰り入院可 ^{※2}	5,000円			
1日目から保障(日額)	おもな支払要件●124日分限度(1つの女性特定疾病につき)			
女性特定疾病手術 日帰り手術可 (1回につき)	10・5・2.5万円			
おもな支払要件●所定の女性特定疾病の診断を受け手術を受けた場合 ^{※3}				
女性特定疾病 がん診断一時金	50万円			
おもな支払要件●保障開始日からその日を含めて90日を経過した後に、所定の女性特定疾病によるがんまたは上皮内がん ^{※4} と診断確定された場合				

対象となる女性特定疾病とは? 乳がん、子宮がん、卵巣がん、上皮内がん(乳房・子宮頸(部)など)、良性新生物(乳房・卵巣など)、乳腺症、子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣機能障害、妊娠分娩および産褥の合併症、リウマチ、等をいいます。(神奈川県民共済の女性特定疾病分類によります。)

特約 県民共済 女性応援医療特約 half 月額共済掛金 **500円** 終期 **75歳**^{※1}

保障年齢層	第1保障年齢層	第2保障年齢層	第3保障年齢層	第4保障年齢層
お申込みができる年齢の範囲(被共済者)	満18歳~満74歳			
保障期間	18歳~75歳			
女性特定疾病入院 日帰り入院可 ^{※2}	2,500円			
1日目から保障(日額)	●124日分限度(1つの女性特定疾病につき)			
女性特定疾病手術 日帰り手術可 (1回につき)	5・2.5・1.25万円			
●所定の女性特定疾病の診断を受け手術を受けた場合 ^{※3}				
女性特定疾病 がん診断一時金	25万円			
●保障開始日からその日を含めて90日を経過した後に、所定の女性特定疾病によるがんまたは上皮内がん ^{※4} と診断確定された場合				

! ネット申込限定

! ※女性応援医療特約 half は高血圧症、脂質異常症(高脂血症)を治療中の方はお申込みいただけません。
●女性応援医療特約 half はネット申込限定の特約になります。マイページからもお手続きいただけます。

入院保障をさらに手厚く

特約 県民共済活き生き 入院特約 月額共済掛金 **1,000円** お申込みができる年齢の範囲(被共済者) **満18歳~満74歳** 終期 **75歳**^{※1}

保障年齢層	第1保障年齢層	第2保障年齢層	第3保障年齢層	第4保障年齢層
お申込みができる年齢の範囲(被共済者)	満18歳~満59歳	満60歳~満64歳	満65歳~満69歳	満70歳~満74歳
保障期間	18歳~60歳	60歳~65歳	65歳~70歳	70歳~75歳
60歳、65歳、70歳になられて初めて迎える 4月1日以後は保障内容が自動的に移行します。				
入院 日帰り入院可 ^{※2}	6,500円	3,500円	2,000円	1,500円
1日目から保障(日額)	おもな支払要件●第1~3保障年齢層:124日分限度(1つの病気につき)●第4保障年齢層:64日分限度(1つの病気につき)●第1~4保障年齢層を通じて1,000日分限度			
不慮の事故・交通事故	6,500円	3,500円	2,000円	1,500円
おもな支払要件●事故日からその日を含めて180日以内に開始した入院(再入院)の場合●200日分限度(1回の事故につき)●第1~4保障年齢層を通じて1,000日分限度				

! 2025年4月1日より「県民共済かがやき1000・2000・4000」にプラスできるように改定

死亡・高度障害の保障を充実させたい

特約 県民共済 生命特約 月額共済掛金 **1,000円** お申込みができる年齢の範囲(被共済者) **満18歳~満64歳** 終期 **75歳**^{※1}

保障年齢層	第1保障年齢層	第2保障年齢層	第3保障年齢層	第4保障年齢層
お申込みができる年齢の範囲(被共済者)	満18歳~満59歳	満60歳~満64歳	—	—
保障期間	18歳~60歳	60歳~65歳	65歳~70歳	70歳~75歳
60歳、65歳、70歳になられて初めて迎える 4月1日以後は保障内容が自動的に移行します。				
死亡・高度障害	400万円	150万円	80万円	40万円
おもな支払要件●病気等により死亡または所定の高度障害状態に該当した場合				
不慮の事故・交通事故	500万円	300万円	100万円	100万円
おもな支払要件●事故日からその日を含めて180日以内に死亡または所定の高度障害状態に該当した場合				

特約をプラスできる主制度 ※いずれか1つをお選びください **県民共済かがやき4000・2000・1000** **県民共済活き生き 3000・1500**

◆日本国外の病院・診療所等での入院・手術は、支払対象とはなりません。※1 終期…75歳に達した年度の3月31日。主制度と終期が異なります。※2 日帰り入院で、入院料のお支払いがある場合をいいます。※3【手術給付金について】給付金額は、右表に定める手術の診療報酬点数と本組合の基準によります。2,000点未満の場合は、支払対象とはなりません。●治療上の処置、筋肉・臓器に達しない創傷処理、骨に及ばない抜歯手術、視力矯正のためのレーシック手術は、支払対象とはなりません。

手術給付金額	県民共済活き生き三大疾病特約				県民共済女性応援医療特約 (県民共済女性応援医療特約half)
	第1保障年齢層	第2保障年齢層	第3保障年齢層	第4保障年齢層	
2,000点以上6,000点未満	5万円	3万円	2.5万円	1.5万円	2.5万円 (1.25万円)
6,000点以上20,000点未満	10万円	6万円	5万円	3万円	5万円 (2.5万円)
20,000点以上	20万円	12万円	10万円	6万円	10万円 (5万円)

18~22ページの「契約概要」「注意喚起情報」とあわせてご確認ください。

1人のご契約で家族全員の「交通事故」を保障



特約

マイファミリー特約

月額共済掛金

お申込みができる年齢の範囲(被共済者本人)

終期

1,000円

満18歳~満74歳

80歳^{※1}

保障内容	給付金額(被共済者本人)	給付金額(配偶者・同居の家族)	おもな支払要件
入院 1日目から保障 (日額)	5,000円	2,500円	●事故日からその日を含めて180日以内の入院(180日を経過した後の入院期間は給付対象外)
手術 ^{※2}	20・10・5万円	12・6・3万円	●交通事故入院給付金の支払対象となる入院中にその治療を目的として手術を受けた場合 ●1回限度(1回の事故につき)
通院 ^{※3} (日額)	2,500円	1,500円	●事故日からその日を含めて180日以内に通院をした場合 ●実通院90日分限度(1回の事故につき)
障害	640万円~24万円	400万円~15万円	●事故日からその日を含めて180日以内に所定の障害状態に該当した場合
高度障害	800万円	500万円	●事故日からその日を含めて180日以内に所定の高度障害状態に該当した場合
死亡	800万円	500万円	●事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
付添費用給付金 (日額)	—	同居の家族のみ 1,000円	●満10歳未満または満70歳以上の同居の家族が、交通事故入院給付金の支払対象となる入院をした場合(交通事故発生時の年齢によります) ●90日分限度(1回の事故につき)
自転車事故賠償給付金	1事故につき (免責 1,000円)	100万円限度	●被共済者が日本国内における偶発の自転車事故(競技、遊戯による事故を除きます)により生じた、第三者の身体の障害または財物の損壊に対し、被共済者が法律上の損害賠償責任を負担した場合
こども育英費用共済金 (満17歳までの) お子様1人につき	親権者が交通事故により死亡、または高度障害状態となったとき	420万円~20万円 (お子様の満年齢によります)	●世帯の生計を主として維持する親権者である被共済者が、交通事故を直接の原因として死亡または所定の高度障害状態に該当し、交通事故死亡・高度障害共済金が支払われる場合

交通事故

*保障の対象は、被共済者本人と交通事故発生時の被共済者本人の配偶者および同居の家族です。同居の家族とは、次の①と②になります。

- 被共済者本人または配偶者と生計を共にする同居の親族(親族とは、6親等以内の血族と3親等以内の姻族をいいます。)
- 被共済者本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子(2世帯住宅で生計を別にされている場合は、同居の家族の範囲には含まれません。)

※1 終期…80歳に達した年度の3月31日

※2【手術給付金について】給付金額は、右表に定める手術の診療報酬点数と本組合の基準によります。

※3 通院は病院または診療所に通い、実際に医師の治療を受けた「実通院」の日数が支払対象となります。ギプス固定期間は、通院の支払対象とはなりません。

・2,000点未満の場合は、支払対象とはなりません。

・治療上の処置、筋肉・臓器に達しない創傷処理、骨に及ばない抜歯手術、視力矯正のためのレーシック手術は、支払対象とはなりません。

診療報酬点数	手術給付金額	
	被共済者本人	配偶者・同居の家族
2,000点以上6,000点未満	5万円	3万円
6,000点以上20,000点未満	10万円	6万円
20,000点以上	20万円	12万円

特約をプラスできる主制度 ※いずれか1つをお選びください 県民共済かがやき4000・2000・1000 県民共済活き生き3000・1500

県民共済活き生き2000も特約をプラスできます。(県民共済活き生き2000は新規契約を取扱っておりません。)

18~22ページの「契約概要」「注意喚起情報」とあわせてご確認ください。

■組合への加入について

神奈川県民共済生活協同組合(以下「本組合」といいます)は、消費生活協同組合法に基づき非営利で共済事業等を営む生活協同組合です。

(組合員資格および出資金について)

神奈川県内にお住まいの方、もしくは職場のある方のうち本組合の承認を受けた方が組合員となる資格を有します。

組合員になるためには、出資金の払込みを要し、主制度の第1回共済掛金とともに払込みいただきます。

なお、組合員になられた方には組合員証を発行いたします。本組合を脱退される場合には、出資金を払戻しいたします。

共済契約の契約概要と注意喚起情報について

G009-2502

この書面は、契約内容となる事項のうち、ご契約にあたって特にご確認いただきたい内容を記載しています。ご契約の前に必ずお読みいただき、制度内容を十分にご理解いただいたうえでお申込みください。また、ご不明な点は本組合までお問い合わせください。

I 契約概要(共済契約についての概要)

本書に記載する制度名称(規約種別)

主制度

県民共済活き生き新こども(こども生命共済・賠償共済)
県民共済かがやき1000(入院生命共済)
県民共済かがやき2000(入院生命共済)
県民共済かがやき4000(入院生命共済)
県民共済活き生き1500(生命共済)
県民共済活き生き3000(生命共済)

特約

県民共済活き生きこども医療特約(こども医療共済)
県民共済生命特約(定期生命共済)
県民共済活き生き入院特約(入院共済)
県民共済女性応援医療特約half(新女性医療共済)
県民共済女性応援医療特約(新女性医療共済)
県民共済活き生き三大疾病特約(三大疾病共済)
マイファミリー特約(交通事故共済・賠償共済)

制度の仕組み

①主制度

被共済者の死亡・高度障害・入院・手術等を保障する基本制度です。

②特約

主制度の保障を補完するために付加できる制度です。特約は、被共済者に主制度の契約がないと付加することができません。

なお、マイファミリー特約は被共済者として申込みをされる方(被共済者本人)と交通事故発生時の被共済者本人の家族(被共済者本人の配偶者、被共済者本人または配偶者と生計を共にする同居の親族もしくは生計を共にする別居の未婚の子)を被共済者とする保障です。

*親族とは6親等以内の血族と3親等以内の姻族をいいます(以下同じ)。

*県民共済女性応援医療特約(half)の被共済者は女性に限ります。

(本書記載の主制度・特約について)

神奈川県民共済生活協同組合の自家共済により制度の運営を行っています。

*制度により保障内容は異なります。

*本書では交通事故および不慮の事故を「事故」ということがあります。

(主制度に付加できる特約)

主制度	付加できる特約
県民共済活き生き新こども	県民共済活き生きこども医療特約
県民共済かがやき 1000・2000・4000	県民共済生命特約 県民共済活き生き入院特約 県民共済女性応援医療特約(half) 県民共済活き生き三大疾病特約 ^{※2}
県民共済活き生き 1500・3000 (県民共済活き生き2000 ^{※1})	マイファミリー特約

※1 県民共済活き生き2000は新規契約を取扱っておりません。ただし、既に県民共済活き生き2000にご加入されている方は、県民共済生命特約、県民共済活き生き入院特約、県民共済女性応援医療特約(half)、県民共済活き生き三大疾病特約およびマイファミリー特約を新たに付加することができます。

※2 県民共済女性応援医療特約(half)、県民共済活き生き三大疾病特約はいずれか1つをお選びください。ただし、既に県民共済活き生き女性医療特約にご加入されている方は、二重に契約することはできません。

ご契約に際して

①引受条件

(1)共済契約者

本組合の組合員の方

(2)被共済者

本組合の組合員(共済契約者と同一人を含みます)で、本共済契約の被共済者となることに同意した方

*被共済者になることができる方は、共済契約者の配偶者(内縁関係にある者を含みます)、共済契約者の3親等以内の直系血族・2親等以内の傍系血族・1親等以内の直系姻族(養子縁組のない子・継父母は含みません)となります。

*上記以外の者が被共済者となることはできません。

(3)被共済者の契約年齢の範囲

保障開始日現在、お申込みができる年齢の範囲内の方

*主制度および特約にお申込みができる年齢についてはパンフレットでご確認ください。

(4)二重契約の禁止

1人の被共済者が同一の共済制度または本組合で主制度としている他の共済制度を二重に契約することはできません。

また同一の特約または他の特約を二重に付加することもできません。ただし、県民共済生命特約、県民共済活き生き入院特約、およびマイファミリー特約は、他の特約とあわせて付加することができます。

なお、マイファミリー特約は、1家族1契約に限るため被共済者本人およびその家族が二重に契約することはできません。

②共済契約申込書の記入について

共済契約申込書は重要な書類です。内容を十分ご確認のうえ、共済契約者および被共済者ご自身で記入・捺印をしてください。

共済期間・共済契約の更新および終期について

共済期間は、毎年4月1日から翌年3月31日(この日を「満了日」といいます。以下同じ)までの1年間です。共済期間の満了に際して、共済契約者が共済契約を更新しない旨を申し出た場合または本組合が共済契約の更新が不適当と認めた場合を除き、毎年更新され終期まで継続します。なお、保障開始日を含む初年度の共済期間は、保障開始日から初めて迎える3月31日までとなります。また、共済期間の満了日以外の日で解約や死亡により共済契約が消滅等したときはその日までが共済期間となります。

(終期年齢と終期)

制度名称	終期年齢
県民共済活き生き新こども 県民共済活き生きこども医療特約	18歳
県民共済かがやき1000・2000・4000	85歳
県民共済活き生き1500・3000	80歳
県民共済生命特約 県民共済活き生き入院特約 県民共済女性応援医療特約(half) 県民共済活き生き三大疾病特約	75歳
マイファミリー特約	80歳

いずれの制度も、被共済者(マイファミリー特約は被共済者本人)が終期年齢を迎えた共済期間の満了日が「終期」となります。

県民共済活き生き新こども終期時の取扱いについて

県民共済活き生き新こどもの終期が到来したときは、終期後の共済契約として県民共済活き生き1500へ手続きすることなく自動切換します。また、県民共済かがやき1000・2000・4000または県民共済活き生き2000・3000への切換を希望する場合および特約の付加を希望する場合、または切換を希望しない場合は、お手続きが必要となります。

共済金・給付金について

共済制度は、その目的に応じ保障内容や共済金額・給付金額などが異なります。

共済金・給付金は、共済期間中に発生した事故による傷害や発病した病気を直接の原因とした被共済者の死亡、高度障害、障害、入院、通院、手術等が支払対象となります。

共済掛金とその払込方法について

①共済掛金

共済掛金は、共済契約者より払込みいただきます。共済掛金は主制度および特約によって異なります。

②共済掛金の払込方法

共済掛金は月払いの当月払いとし、口座振替等により払込みいただきます。口座振替指定日は毎月8日です。ただし、8日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。

***ご利用いただける口座振替指定金融機関については、別紙「共済制度契約申込のご案内」をご確認ください。**

***共済掛金については、領収書の発行はございません。**

保障年齢層について(おもな内容)

共済制度によっては、被共済者の満年齢に基づき区分された次の保障年齢層により保障内容が変わります。本書では、県民共済かがやき1000・2000・4000、県民共済活き生き1500・3000、県民共済生命特約、県民共済活き生き入院特約、県民共済活き生き三大疾病特約が該当の制度となります。

①保障年齢層が移行する時期

(1)主制度が県民共済かがやき1000・2000・4000の場合

被共済者が満60歳、満65歳、満70歳、満80歳(特約については、満60歳、満65歳、満70歳)を迎える事業年度の末日(3月31日)現在の満年齢により、その翌日(4月1日)にそれぞれ保障年齢層が移行します。

(2)主制度が県民共済活き生き1500・3000の場合

被共済者が満60歳、満65歳、満70歳、満75歳(特約については、満60歳、満65歳、満70歳)を迎える事業年度の末日(3月31日)現在の満年齢により、その翌日(4月1日)にそれぞれ保障年齢層が移行します。

②支払事由が発生した場合に支払対象となる保障年齢層

共済期間中に支払事由(同一の事故、同一の病気等によるそれぞれの再入院の支払事由を含みます)が生じた場合は、次の(1)から(4)に該当する日が属する保障年齢層および保障内容を適用します。

(1)交通事故・不慮の事故を原因として支払事由(手術を除きます)が生じたときは、事故により受傷した日

(2)交通事故・不慮の事故もしくは病気等を原因として支払対象となる手術を受けたときは、手術が行われた日

(3)病気等を原因として死亡したときは死亡日、高度障害状態に該当したときは症状固定日

(4)病気等を原因として支払対象となる入院をしたときまたは先進医療による療養を受けたときは、支払対象となる入院のうち最初の入院を開始した日

割戻金について

本組合の事業年度末(3月31日)に決算を行い剰余金が生じた場合は、利用分量配当により割戻金(以下「利用分量割戻金」といいます)として、3月31日現在の共済契約に対しお戻しします。なお、各事業年度の利用分量割戻金の内、払込共済掛金の5%に相当する金額(100円単位)を出資金に振替えさせていただきます。ただし、払込共済掛金の5%以内で当該事業年度にかかる総代会で決議する金額(100円単位)を出資金に振替えることがあります。振替えられた出資金は、組合加入時の出資金に準じて本組合を脱退するときに返還させていただきます。

Ⅱ 注意喚起情報(ご注意いただきたい重要な事柄)

お申込みの撤回について(クーリング・オフ)

共済契約者は契約申込日(告知日)から保障開始日を含む月の10日までに、書面等による通知により、共済契約のお申込みを撤回することができます。なお、その書面には以下の事項を記載してください。

①共済契約者の住所・氏名(自署)

②共済契約者の捺印

③お申込みの撤回(クーリング・オフ)を行う旨

④お申込みの撤回(クーリング・オフ)の対象となる被共済者の氏名、性別、生年月日およびその制度の名称

⑤お申込みの撤回(クーリング・オフ)の通知日(通知書作成日)

⑥共済契約の契約申込日(告知日)

***共済契約申込書の契約申込日(告知日)が未記入の場合は、本組合が受理した日とします。**

*書面以外による申し出方法は、本組合のホームページをご確認ください。
<https://www.kenminkyosai.or.jp/>

被共済者の告知事項について(告知義務)

共済契約者および被共済者は、共済契約申込書の「被共済者の告知事項」欄で質問した各事項について告知をしていただきます(マイファミリー特約は除きます)。被共済者の告知事項は、共済契約の引受けを判断する(「引受け」または「引受けない」)ための重要な事項です。告知された内容が事実と相違した場合は、共済契約が解除されたり、共済金・給付金の支払いが受けられない場合があります。

なお、<告知不要な病気・ケガの一覧>に定める病気やケガで、入院中ではない場合、および入院や手術の予定がない場合は、医師による治療中であっても「被共済者の告知事項」には該当しません。

<告知不要な病気・ケガの一覧>

区分	疾病名	
歯	親知らず(智歯)	歯槽膿漏症
	歯周炎	歯肉炎
	歯周症	歯垢
	歯石	色素沈着
	埋伏歯	虫歯(う蝕)
	歯科矯正	
口	口唇ヘルペス	口内炎
	湿疹	じんま疹
皮膚	乾燥肌	主婦湿疹
	粉瘤	おでき
	ガングリオン	あせも
	いぼ	疣贅
	疥癬	しもやけ
	あかぎれ	皮膚乾燥
	うおのめ	にきび
	かぶれ	進行性指掌角皮症
	突発性発疹	とびひ
	毛囊炎	アトピー性皮膚炎
	水いぼ	水虫
	AGA	
呼吸器	かぜ(インフルエンザは除く)	
免疫機能	食物アレルギー	動物アレルギー
	アレルギー性鼻炎	花粉症
筋骨格	オスグッド・シュラッター病 O脚	
耳	外耳炎	耳垢
	ドライアイ	アレルギー性結膜炎
目	ものもらい	仮性近視
	遠視	老眼
消化器	便秘	
泌尿器	夜尿症	
手足のケガ	打撲	ねんざ
	脱臼	骨折
その他	禁煙治療	

***契約申込日当日において被共済者が(被共済者の告知事項)の①～⑧のいずれかに該当する場合は共済契約を引受けることができません。ただし、高血圧(症)・脂質異常症(高脂血症)で告知事項に該当する場合は、所定の告知事項に回答していただき、当該告知内容に基づいて共済契約の引受けの可否を判断します(県民共済女性応援医療特約halfを除く)。**

***告知日は共済契約申込書に記入された申込日とします。ただし、申込日(告知日)が未記入の場合は、本組合が受理した日とします。**

(被共済者の告知事項)

①現在、医師の診察・検査・治療・投薬・指導・経過観察(以下「治療」といいます)を受けています。

②過去1年以内に、健康診断、人間ドック、がん検診などで異常(要再検査・要精密検査・要治療)を指摘されたことがあります。「要経過観察」は含みません。

*再検査・精密検査の結果が異常なしの場合、または治療が終了し、今後の治療の必要がないと医師より伝えられている場合は含みません。

③過去1年以内に、連続8日以上入院(正常分娩による入院を除きます)または同じ病気やケガで14回以上の通院による治療をしたことがあります。

④過去1年以内に、手術を受けたことがあります。

⑤過去5年以内に、同じ病気やケガで治療終了日までの期間が1年以上の入院・通院による治療をしたことがあります。

⑥過去5年以内に、医師により「次のいずれかの病気」と診断されたことがあります。

*統合失調症、そう病、うつ病、そううつ病、神経症、自律神経失調症、拒食症、適応障害、アルコール依存症、不眠症、薬物依存症、認知症

⑦身体の障害や先天性の病気により、常に他人の介護を必要とする状態です。

⑧<女性の方はご回答ください>

現在、医師から妊娠分娩に関する異常(帝王切開を含みます)を指摘されています。または、過去3年以内に、妊娠分娩に関する異常(帝王切開を含みます)により入院をしたことや手術を受けたことがあります。

*妊娠分娩に関する異常の対象疾患は、ホームページに掲載している各制度の「ご契約のしおり(第二部)契約規定(約款)」<別表 対象となる妊娠分娩にかかわる異常疾患の定義>をご確認ください。

(15歳未満の方)

ご契約いただける死亡共済金額は、被共済者様1名につき、1,000万円を上限とさせていただきます。

保障開始日について

保障開始日は、毎月1日とします。

共済契約申込書の受付締切日は、毎月15日(本組合到着日)とし、本組合の審査の結果、承諾されたときに、翌1日から共済契約上の保障責任が開始します。なお、共済契約申込書に不備があった場合は、保障開始日が遅れることがあります。

*15日が本組合休業日の場合は翌営業日が受付締切日となります。なお、この場合共済契約申込書は15日以前に記入されたものとします。

*保障開始月に「共済証書」を発行します。

共済掛金の払込猶予期限・共済契約の消滅について

(1)共済掛金が払込期日までに払込みされなかった場合、払込みされなかった月から翌々月の払込期日までを払込猶予期限としています。

(2)初回共済掛金が連続して3ヵ月払込みされなかったときは、お申込みは取消となります。

(3)2回目以降の共済掛金が連続して3ヵ月払込みされなかったときは、払込みができた最終月の末日に遡って共済契約の保障責任は特約を含み消滅します。

*本組合の共済制度には“契約復活の取扱い”はありません。

共済金・給付金の請求について

①事故発生時の通知義務

交通事故や不慮の事故等によって共済金・給付金の支払事由が発生したときは、共済契約者、被共済者または受取人は、事故の発生状況や事故の程度等を本組合に通知してください。

②共済金・給付金の支払請求

共済金・給付金の請求手続きは、所定の請求書に必要書類(請求書に明記)を添付のうえ、支払事由の発生後に本組合に提出してください。
*ご請求に際して、本組合の職員または本組合が委託した確認担当者が、ご契約のお申込み内容または治療の経過・内容、障害の状況、事故の状況などについて事実確認をさせていただく場合があります。
*共済金(死亡を除く)・給付金の支払手続きについては、指定代理請求人を指定または変更することができます。詳しくは、ホームページに掲載している各制度の「ご契約のしおり(第二部)契約規定(約款)」をご確認ください。

③支払請求権の消滅時効

共済金・給付金を請求する権利は、3年間請求がないときには、時効により消滅しますのでご注意ください。

受取人について

①県民共済かがやき1000・2000・4000、県民共済活き生き1500・3000および県民共済生命特約の受取人

(1)死亡共済金の受取人は被共済者の死亡時において以下の順位とし、より高位の順位の者とします。ただし、以下の順位に該当する者がいない場合の死亡共済金受取人は被共済者の相続人とし、2人以上いるときは同順位とします。なお、県民共済生命特約は、主制度に定められた受取人となります。

i)被共済者の配偶者(被共済者と内縁関係にある者を含みます)
ii)被共済者の子 iii)被共済者の父母 iv)被共済者の孫
v)被共済者の祖父母 vi)被共済者の兄弟姉妹
vii)被共済者の甥姪

(2)共済契約者は、支払事由が発生するまでは、本組合に対して、本組合所定の書面にて通知することにより、死亡共済金受取人を本組合が定める範囲で指定し、変更することができます。ただし、その変更は、被共済者の同意がなければ、その効力を生じません。

(3)その他の共済金・給付金の受取人は被共済者とし、被共済者が死亡したときは、被共済者の法定相続人にお支払いします。

②県民共済活き生き入院特約、県民共済女性応援医療特約(half)および県民共済活き生き三大疾病特約の受取人

給付金の受取人は被共済者とし、被共済者が死亡したときは、被共済者の法定相続人にお支払いします。

個人情報取り扱いについて

個人情報の取り扱いについて

本組合は、共済制度の契約または、その後の共済制度の契約内容等の諸変更の際に、契約対象者等(共済契約者、被共済者、共済金受取人を指します。以下同様)より取得する個人情報(住所、氏名、性別、生年月日、健康情報等を指します。以下同様)のお取り扱いに関しては、あらかじめ契約対象者等のご同意が必要な事柄を記載しておりますので、ご了承いただいたうえでお手続きください。

●個人情報の利用目的

本組合は、ご提供いただきました個人情報について、①本組合への加入②共済契約のお引受・維持管理、継続、共済掛金の収納、共済金・給付金等のお支払い③教育事業のサービスのご案内・提供④本組合の業務に関する情報提供、運営管理、制度・サービスのご案内・充実⑤本組合の関連会社が行うサービスのご案内・提供⑥その他本組合の運営に関連・付随する業務の目的のために業務上必要な範囲で利用いたします。

※上記「個人情報の利用目的」の①から⑥に掲げる業務等のご案内・提供をする際に、その利用目的に基づく必要な個人情報をご提供いただきます。ご提供をいただけない場合には、業務等のご案内・提供を行うことができなくなりますのであらかじめご了承願います。

●医療・健康等に関する個人情報

(以下「機微情報」といいます)について

本組合は、被共済者の機微情報を「個人情報の利用目的」の範囲で取得・利用します。なお、機微情報には既に取得しているものも含まれます。

●業務委託先への提供

本組合は、業務を円滑に遂行するため、業務の一部を委託先に委託し、当該委託先に対し、必要な範囲でお客様の個人情報を預託する場合があります。この場合には本組合が定めた基準を満たす者を委託先として選定するとともに、個人情報の取り扱いに関する契約の締結や適切な監督を行います。また、本組合はお客様より取得した個人情報を本組合の関連会社において、共同利用させていただく場合があります。

●個人情報に関するお問い合わせ

神奈川県共済生活協同組合 コンプライアンス統括部
TEL:045-201-3979 受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝日、年末年始の本組合の休業日を除きます)

※詳しくは、本組合のホームページ「個人情報の取扱い方法」をご参照ください。

<https://www.kenminkyosai.or.jp/>

③県民共済活き生き新こどもおよび県民共済活き生きこども医療特約の受取人

- (1)共済金・給付金(親権者事故死亡・高度障害共済金および親権者病気等一般死亡共済金を除きます)の受取人は共済契約者となります。ただし、被共済者が未成年で共済契約者が被共済者の親権者でない場合は、被共済者の親権者となります。
- (2)親権者事故死亡・高度障害共済金および親権者病気等一般死亡共済金の受取人は、被共済者となります。
- (3)賠償事故給付金の受取人は、被共済者またはその親権者等となります。

④マイファミリー特約の受取人

- (1)死亡共済金の受取人
 - (イ)被共済者本人が死亡した場合は、主制度で定められた受取人となります。
 - (ロ)配偶者・同居の家族が死亡した場合は、以下の順位とし、より高位の順位の者となります。
 - i)死亡した被共済者(配偶者・同居の家族)の配偶者(死亡した被共済者と内縁関係にある者を含みます)
 - ii)死亡した被共済者(配偶者・同居の家族)の子
 - iii)死亡した被共済者(配偶者・同居の家族)の父母
 - iv)死亡した被共済者(配偶者・同居の家族)の孫
 - v)死亡した被共済者(配偶者・同居の家族)の祖父母
 - vi)死亡した被共済者(配偶者・同居の家族)の兄弟姉妹
 なお、配偶者と同居の家族は事故発生時の被共済者本人との続柄となります。
- (2)高度障害共済金、障害・入院・通院および手術給付金の受取人
受傷した被共済者となります。
- (3)自転車事故賠償給付金の受取人
事故当事者である被共済者となります(未成年の場合には、親権者となります)。

共済契約の解約・解除・無効・取消・消滅について

①共済契約の解約

共済契約は、共済契約者のお申し出によっていつでも解約することができます。解約日は、解約書類の本組合到着日基準で確定します。なお、本組合の共済制度には解約にともなう払戻し金(解約返戻金)はありません。

②共済契約の解除

(1)告知事項に違反したとき(告知義務違反)

共済契約者および被共済者から告知していただいた内容が事実と相違していたときは、共済契約を将来に向かって解除することがあります。

(2)重大事由に該当したとき

共済契約者・被共済者または受取人が本組合に共済金・給付金を支払わせることを目的として支払事由を発生させた(未遂を含みます)場合や、信頼を損ない、共済契約の存続を困難とする重大な事由がある場合、共済契約者・被共済者または受取人が「暴力団関係者、その他の反社会的勢力」に該当するまたはこれらと関係を有していると認められる場合など、重大事由に該当したときは共済契約を将来に向かって解除することがあります。

③共済契約の無効

(1)不法取得目的によるとき

共済契約者が共済金・給付金を不法に取得する目的および他人に共済金・給付金を不法に取得させる目的で共済契約を締結したときは、共済契約を無効とします。

(2)二重契約によるとき

1人の被共済者が本組合の他の共済制度または同一の共済制度を二重に契約したときは共済契約を無効とします。また、マイファミリー特約は1家族1契約に限るため被共済者本人およびその家族が二重に契約したときも特約を無効とすることができます。なお、これらの場合は、後から契約した共済契約が無効となります。

④共済契約の取消

共済契約者または被共済者の詐欺または強迫によって共済契約を締結したときは、共済契約を取消とすることがあります。

⑤共済契約の消滅

共済契約は共済掛金の未払込み(3ヵ月連続)、終期、被共済者の死亡・高度障害共済金の支払いなどによって消滅します。
*特約は、主制度の終了(「保障責任が無くなること」をいいます)事由がいかなる場合でも主制度が終了した場合に消滅します。

共済金・給付金をお支払いできない場合

次のような場合には共済金・給付金をお支払いできない場合がありますので特にご注意ください。

①免責事由等に該当する場合

(1)病気等一般死亡共済金

- 保障開始日からその日を含めて2年以内の被共済者の自殺
- 共済契約者の故意
- 死亡共済金受取人の故意
- 戦争その他の変乱
- 共済契約者または被共済者の犯罪行為
- 死亡共済金受取人の犯罪行為

(2)病気等による高度障害共済金

- 共済契約者または被共済者の故意
- 高度障害共済金受取人の故意
- 戦争その他の変乱
- 共済契約者または被共済者の犯罪行為
- 高度障害共済金受取人の犯罪行為

(3)交通事故・不慮の事故による共済金または給付金

- 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失
- 共済金・給付金受取人の故意または重大な過失
- 共済契約者または被共済者の犯罪行為
- 共済金・給付金受取人の犯罪行為
- 被共済者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故
- 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故
- 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故
- 原子核反応または原子の崩壊
- 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波
- 発症原因がいかなる場合であっても被共済者の状態が頸部症候群(むちうち症)または腰・背痛などで他覚症状のない場合

(4)病気等による給付金

- 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失
- 給付金受取人の故意または重大な過失
- 被共済者の薬物中毒、薬物嗜癖または薬物依存による場合
- 発症原因がいかなる場合であっても被共済者の状態が頸部症候群(むちうち症)または腰・背痛などで他覚症状のない場合
- 共済契約者または被共済者の犯罪行為
- 給付金受取人の犯罪行為
- 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波

(5)賠償責任に対する給付金(県民共済活き生き新こども、マイファミリー特約)

<その1>

- 共済契約者または被共済者の故意
- 被共済者の薬物依存、精神障害、心身喪失または泥酔の状態
- 共済契約者または被共済者の犯罪行為、闘争行為または騒乱
- 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波
- 原子核反応または原子の崩壊
- 前各号の理由にともなって起こった事故

<その2>

- 被共済者または被共済者の親族が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物につき正当な権利を有するものに対して負担する損害賠償責任
- 被共済者の職務遂行(アルバイトを含みます)に起因する損害賠償責任
- 被共済者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被共済者と被共済者の親族に対する損害賠償責任
- 被共済者または被共済者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任(県民共済活き生き新こども)
- 被共済者または被共済者の親族が所有、使用または管理する車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます)または銃器に起因する損害賠償責任(県民共済活き生き新こども)
- 被共済者が慰謝料として負担する損害賠償責任

②共済契約が解除された場合

(1)告知事項に違反したとき(告知義務違反)

(2)重大事由に該当したとき

③共済契約が無効とされた場合

④共済契約が取消とされた場合

共済金・給付金が減額される場合などについて

①共済金・給付金が減額される場合について

次のような場合には共済金・給付金が減額されてのお支払いとなりますので特にご注意ください(難病介護給付金、親権者病気等一般死亡共済金、女性特定疾病がん診断一時金、がん診断一時金を除きます)。

- (1)共済契約申込日(告知日)の翌日から保障開始日前に発生した交通事故もしくは不慮の事故または発病した病気を原因として、保障開始日以降に共済金・給付金の支払事由が発生した場合、または保障開始日からその日を含めて1年以内の妊娠分娩にかかわる異常疾患を原因として、給付金(入院、手術)の支払事由が発生した場合は、以下の基準によりお支払いします。

共済金・給付金の支払事由の発生が、保障開始日からその日を含めて

(イ)180日以内の場合は給付金額の20%をお支払いします。

(ロ)181日以上1年以内の場合は給付金額の50%をお支払いします。

(ハ)1年を経過した場合は給付金額の100%をお支払いします。

- (2)家庭内浴槽における溺水を原因とする死亡の場合は、不慮の事故死亡共済金の金額から、不慮の事故死亡共済金額と病気等一般死亡共済金額との差額の50%を差し引いた共済金額を不慮の事故死亡共済金としてお支払いします。

②不妊治療を目的とする手術について

保障開始日からその日を含めて2年を経過した後に受けた手術が支払対象となります。共済期間を通じて1回分を給付限度とし、「ご契約のしおり(第二部)契約規定(約款)」に定める給付金額をお支払いします。

他の保障契約がある場合の賠償給付金のお支払いについて(賠償責任に対する給付金について)

同一の交通事故による損害賠償責任において、本組合の県民共済活き生き新こどもの賠償事故給付金とマイファミリー特約の自転車事故賠償給付金が支払対象となった場合は、「マイファミリー特約の自転車事故賠償給付金」を優先してお支払いし、通算200万円を限度とします。なお、それぞれの給付金に免責金額(自己負担額)の適用がある場合は、損害賠償金額からそれぞれ免責金額(自己負担額)を差し引いた額を支払対象の損害賠償金額とします。

制度内容(保障内容・共済掛金等)の変更について

制度内容(保障内容・共済掛金等)は、社会情勢・経済情勢の変化・収支状況によって変更する場合があります。

信用リスクについて

本組合の支払いが著しく増加した場合は、ご契約内容の共済金・給付金が削減されることがあります。

生命保険料控除

本書記載の共済制度は、生命保険料控除の対象となります。ただし、マイファミリー特約および県民共済活き生き新こどもの賠償事故給付金の共済掛金を除きます。控除対象額は毎年10月頃に共済掛金払込証明書(生命保険料控除用)でお知らせします。

定型約款について

本組合の定型約款は「ご契約のしおり(第二部)契約規定(約款)」に掲載されています。この定型約款がご契約の内容になります。お申込みの際には、この定型約款に同意していただきます。あらかじめ定型約款の内容を確認される場合は本組合のホームページに掲載されていますのでご覧ください。

<https://www.kenminkyosai.or.jp/>

本組合に関するご意見・ご要望等がある場合にご連絡ください。
TEL:045-201-2331
受付時間9:00～17:00 (土・日・祝日、年末年始の本組合の休業日を除きます)

保障ではありません！ 組合員サービス

割引&優待

わかばカード

提携施設8,500ヵ所以上！いつもの暮らしをもっとお得に楽しく！



アプリで、もっと便利に。
ダウンロードはコチラ▶



映画館

シネマホール

名画をスクリーンで。親子向けの映画や不朽の名作、興奮の話題作を上映しています。



温泉宿

箱根 緑樹山荘

自慢の温泉は、湯ノ花沢温泉(単純硫黄泉)のかけ流しです。美肌や生活習慣病の改善に。



セミナーなど

いきいきイベント

親子で楽しめる企画や知って学んで嬉しいセミナーや講座など続々開催しています。



劇場

みらいホール

生の舞台の感動を。貸ホールや主催イベントなど、様々な催し物に対応できる300席の劇場です。



パーティ会場

メルヴェーユ

みなとみらいの絶景と美味しい料理をご堪能いただけます。歓送迎会や同窓会など様々なシーンでのご利用に。



「箱根 緑樹山荘」「メルヴェーユ」は神奈川県民共済生活協同組合の100%出資子会社である(株)県民共済マネジメントサービスが運営しております。

確かな安心をお届けするには 健全な経営が必要だと私たちは考えます

万全なお支払いをするための措置を講じるなど、健全な事業経営の維持に努めてまいりました。2024年3月末現在の支払余力比率(※)は2,530%と高水準にあり、支払能力の高さを示しています。

※支払余力比率とは、通常の予測を超えたリスクに対する支払能力の状況を比率で表したもので、200%を下回ると、行政庁による健全性の早期回復を図るための措置がとられます。保険会社のソルベンシー・マージン比率とは単純に比較できません。



詳しくは県民共済ホームページをご覧ください
<https://www.kenminkyosai.or.jp/>



お問い合わせは

TEL 0120-17-3737

受付時間

平日 9:00~17:00
(土・日・祝日休み)

神奈川県民共済生活協同組合 〒231-8418 横浜市中区桜木町1-1-8-2 県民共済プラザビル(みなとみらい29街区)



本書は共済契約の締結に際して重要な事項を説明する書類としてパンフレット、契約概要、注意喚起情報を掲載しています。

2025年2月版

インターネットによるお取扱いについて

1. 電磁的方法による共済契約の申込み

別に定める新規契約申込サービス利用規程を了承することにより、本組合の定める書面の提出に代えて電磁的方法により、共済契約者本人または共済契約者本人と同居する家族（未成年の方は共済契約者が親権者である場合に限り）を被共済者として、以下に定める共済制度を新規に契約することができます。

主制度

- (1) 県民共済活き生き新こども
- (2) 県民共済かがやき 1000・2000・4000
- (3) 県民共済活き生き 1500・3000

特約

- (1) 県民共済活き生きこども医療特約
- (2) 県民共済生命特約
- (3) 県民共済活き生き入院特約
- (4) 県民共済女性応援医療特約 half・県民共済女性応援医療特約
- (5) 県民共済活き生き三大疾病特約
- (6) マイファミリー特約
- (7) 個人賠償責任保険*
- (8) 暮らしの安心保険*

*個人賠償責任保険および暮らしの安心保険は、損害保険ジャパン株式会社を引受幹事保険会社とする保険で、神奈川県民共済生活協同組合を保険契約者とする団体契約です。

2. 共済契約の申込手続き

共済契約の申込手続きは、次の(1)から(4)とします。

- (1) 共済契約者は、本組合がインターネットを媒介として提示した手続き画面の案内に沿って選択入力し、本組合に送信してください。
健康状態等についての告知が必要となる場合は、本組合が提示した被共済者の告知事項の画面で告知を確認した結果を入力し、本組合に送信してください。
なお、高血圧（症）・脂質異常症（高脂血症）で告知事項に該当する場合、一定の条件のもとで共済契約を引受けることがありますので、本組合へお問い合わせください。
- (2) 本組合は(1)で入力された事項の受信をもって共済契約の申込みがあったものとみなします。申込手続きの進捗状況については、手続きの照会画面で確認ができます。
- (3) 共済契約の契約申込日（告知日）は、(1)を入力し送信が完了した日とします。
- (4) 電磁的方法による手続きの受付締切日は毎月15日とし、その翌月1日を保障開始日とします。

3. 電磁的方法による共済契約の申込みの諾否について

本組合が2. 共済契約の申込手続きに定める電磁的方法により受信した共済契約の申込みの諾否については、新規契約の申込み手続き照会にてお知らせします。共済契約者は、当該照会画面で確認してください。

4. お申込みの撤回について（クーリング・オフ）

インターネットによるお申込み後、お申込みの撤回（クーリング・オフ）をされる場合は、次の(1)(2)において紙面による申込みと異なります。

- (1) 共済契約者の捺印は、共済契約者のいずれの印鑑でも構いません。
- (2) 契約申込日（告知日）は、2. 共済契約の申込手続き(3)に定める日とします。

これはうれしい! 国内示談交渉サービス付き!!

個人賠償責任保険

日常の事故やトラブルによる賠償責任に備える



神奈川県自転車条例(2019年10月1日施行)の 保険加入義務化にも対応!

月額保険料

150円

(団体割引30%)

補償額

3億円限度

同居のご家族

全員補償

保険期間:2025年4月1日~2026年4月1日

例えばこんな時に…

他人
にケガ



自転車に乗っていたところ、
他人にぶつかりケガをさせた。

(注)2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。

他人
にケガ



飼い犬が、他人にかみついて
ケガをさせた。

他人
の物損



マンションで洗濯中にホースが外れ、
階下の家に水漏れで損害を与えた。

他人
の物損



急な出張でレンタルしたスーツケースを
階段から落として壊してしまった。

2025年1月1日以降に保険期間が開始するご契約について、補償内容の改定を行っています。
更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

【取 扱 代 理 店】神奈川県民共済生活協同組合 保険代理事業室

【引受幹事保険会社】損害保険ジャパン株式会社

県民共済の主制度にご加入されている方は、 個人賠償責任保険へお申込みいただけます。

個人賠償責任保険とは

1世帯の1人が加入すれば、ご家族も補償される個人賠償責任保険。日常生活における偶然な事故で、法律上の賠償責任を負った場合に、1事故につき3億円を上限として保険金をお支払いします(実損払い)。詳しくは「この保険のあらまし」をご確認ください。

●補償の対象となる事例 ※実際にお支払いする金額はおケガの状態や損害の程度等により異なります。



自転車で走行中、他人と衝突し、相手は頭部を打ち、硬膜下血腫、頭蓋骨骨折の傷を負い、半身不随となった。

(注)2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。

賠償額 **2,000万円**



マンションで、洗濯中に排水ホースが排水口から外れ、階下の居室、玄関、天井、壁、絵画等を濡損させた。

賠償額 **999.9万円**



レンタルしたゴルフクラブを壊してしまった。

受託品
賠償額 **10万円**

お支払いの対象とならない事例

- ・同居している親族に対する賠償責任
- ・スポーツ中の事故など法律上の賠償責任が発生しない場合
- ・自動車等の所有、使用または管理に起因する賠償責任 など

補償の対象となる方(被保険者)

この保険の補償が受けられる方(被保険者)は、以下①～④等となります。

- ①加入者(記名被保険者※)
- ②加入者の配偶者
- ③加入者またはその配偶者の同居の親族
- ④加入者またはその配偶者の別居の未婚の子

詳しくは「この保険のあらまし」の〈被保険者〉をご確認ください。

※記名被保険者は、県民共済の主制度に加入している方に限ります。

〈例〉

同居の親族全員・
別居の未婚の子は
補償の対象

④別居の
未婚の子



長男

①加入者
(記名被保険者)



世帯主

②配偶者



父



母



次女

③同居の親族

結婚した長女と
その子ども(孫)・
配偶者の両親は
別居の親族なので
補償の対象外



長女

孫



配偶者の両親

示談交渉 サービスとは

日本国内の事故にかぎり、損害賠償に関する示談交渉をお客さまに代わって
保険会社(損保ジャパン)がお引き受けします。

保険金のお支払方法等重要な事項は「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

●保険に関するお問い合わせは

【取扱代理店】 神奈川県民共済生活協同組合 保険代理事業室

TEL 0120-371622

受付時間/平日9:00~17:00(土・日・祝日休み)

●お手続きに関するお問い合わせは

神奈川県民共済生活協同組合

TEL 0120-371075

受付時間/平日9:00~17:00(土・日・祝日休み)

県民共済の
HPはこちら



ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

■保険の仕組み: この保険は賠償責任保険普通保険約款に個人特約等をセットしたもので、神奈川県民共済生活協同組合を保険契約者とする団体契約です。

■保険契約者: 神奈川県民共済生活協同組合

■保険期間: 2025年4月1日から2026年4月1日午後4時までの1年間となります。

※新規加入者の保険責任は保険期間初日の午前0時に始まり、継続加入者の場合は保険期間初日の午後4時に始まります。

以降は特段の申し出がない限り1年毎の自動更新となります。中途加入の場合、毎月1日から2026年4月1日午後4時までとなります。

■申込締切日:

●2025年4月1日から加入する場合: 3月15日

●中途加入の場合: 保険期間初日(毎月1日)の前月15日

(いずれも神奈川県民共済生活協同組合到着) ※15日が神奈川県民共済生活協同組合の休業日の場合は翌営業日を受付締切日とします。なお、この加入依頼書等は15日以前に記載されたものとします。

■引受条件(保険金額、保険料、保険料払込方法等):

●加入対象者: 神奈川県民共済生活協同組合の組合員で、主制度に加入している被共済者の方

●保険金額: 3億円

●保険料: 150円/月

(団体割引30%を適用しています。)

●被保険者: 次の①から⑥までのいずれかに該当する方となります。

①加入者(記名被保険者)

②加入者の配偶者

(※) 婚姻の相手方をいい、内縁の相手方^(※1)および同性パートナー^(※2)を含みます。

(※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。

(※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。

(注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者を含みます。

③加入者またはその配偶者の同居の親族(※1)

④加入者またはその配偶者の別居の未婚(※2)の子

⑤加入者が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって加入者を監督する方(加入者の親族にかぎります。)ただし、加入者に関する事故にかぎります。

⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。

(※1) 6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

(※2) これまでに婚姻歴がないことをいいます。なお、記名被保険者またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

●お支払方法: 指定口座から毎月8日の振替となります。保険料振替日は月払いの当月払いとなります。更新の場合は毎年4月8日となります。保険料は、共済掛金と一緒に口座振替により払いただきます。クレジット払いによる場合は、共済掛金と一緒にクレジットカード会社の会員規約に基づいて払いただきます。振替ができなかった場合は前月分とあわせてご指定の共済掛金振替口座より振替となります。※金融機関が休業日のときは翌営業日となります。共済掛金または保険料が3か月連続で払込ができなかった場合は、ご加入は失効する場合があります。

●お手続方法:

【新規加入者の皆さま】「加入依頼書」に必要事項をご記入の上、ご提出いただきます。

【継続加入者の皆さま】前年同等条件で継続加入を行う場合、自動更新となりますので、特段の手続きは不要です。ご加入プランを変更する場合や継続加入を行わない場合は<お問い合わせ先>までご連絡ください。

●中途加入: 保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始月から毎月払いただきます。

●中途脱退: この保険から脱退(解約)される場合は、(お問い合わせ先)までご連絡ください。

●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

■満期返れい金・契約者配当金: この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合と お支払いできない主な場合】

この保険は、被保険者が、偶然な事故により他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

(注1) 法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず、相手の方に支払われた賠償金等はお支払いの対象となりません。

(注2) お支払いする保険金は適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。

(注3) 保険期間の開始時より前に発生した事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

【保険金をお支払いする主な場合】

日本国内または国外において、被保険者(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。

①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合

②被保険者(※1)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例:自動車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合

③日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物(受託品)(※2)を壊したり盗まれた場合

④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等(※3)を運行不能にさせた場合

【損害賠償金】

相手の方に支払うべき損害賠償金(ただし、1回の事故につき加入依頼書等記載の保険金額を限度とします。免責金額はありません。)

【訴訟費用】

訴訟、仲裁、和解、調停に要した費用(弁護士報酬を含みます。)(ただし、1回の事故につき損害賠償金が保険金額を超える場合は、保険金額の損害賠償金に対する割合でお支払いします。)

【その他の費用】

応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用 など

(※1) この保険における被保険者は、■引受条件 ●被保険者欄に記載の通りです。

(※2) 次のものは「受託品」に含まれません。
 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯型通信機器、ノートパソコン等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品
 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器
 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物
 ・動物、植物
 ・自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品
 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボート

およびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品

・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿

・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品

・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物

・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品

・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具

・データやプログラム等の無体物

・漁具

・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物

・不動産

など (※3) 「電車等」とは、自動車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。

(注) 修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

【保険金をお支払いできない主な場合】

①故意

②戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等による損害

③地震、噴火またはこれらによる津波

④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任

⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任

⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任

⑦心神喪失に起因する損害賠償責任

⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任

⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害

・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使

・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い

・偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的事故

・置き忘れ(※2)または紛失

・詐欺または横領

・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み

・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取

など (※1) 次のア. からエ. までのいずれかに該当するものを除きます。

ア. 主たる原動力が人力であるもの

イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート

ウ. 身体障がい者用の車^(※3)および歩行補助車で、原動機を用いるもの

エ. 移動用小型車および遠隔操作型小型車

(※2) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。

(※3) 身体の障がいより歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。

(注) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われないう場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の可否をご判断ください(※2)。

(※1) 賠償責任保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご

契約を含みます。
(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

ご加入に際して、特にご注意ください たいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は、団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。ただし、県民共済の申し込みが取り消された場合は、この保険の申し込みは無効となります。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- 加入対象者または記名被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
- (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

〈告知事項〉

この保険における告知事項は、次のとおりです。

★他の保険契約等(※)の加入状況

- (※)他の保険契約等とは、個人賠償責任保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- 告知事項について、事実を記入されなかった場合は事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

3. ご加入後における留意事項(通知事項等)

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく(お問い合わせ先)の(手続き窓口、取扱代理店)までご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ(お問い合わせ先)の(手続き窓口、取扱代理店)までご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 神奈川県民共済生活協同組合から脱退される場合は、(お問い合わせ先)の(手続き窓口)までお申し出ください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

〈重大事由による解除等〉

保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 責任開始期

- 新規加入者の保険責任は保険期間初日の午前0時に始まります。継続加入者の保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。
(注)中途加入の場合は、毎月15日までの受付分は受付日の翌月1日(15日過ぎの受付分は翌月1日)に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに(お問い合わせ先)の【事故サポートセンター】までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。
- 保険金のご請求にあたっては、損保ジャパンが求めるものを提出してください。必要となる書類等その他詳細は、ご加入後にお届けする加入者証をご参照ください。

■示談交渉

日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意

が必要となります。

なお、以下の場合には示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- 被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が明らかに超える場合
- 損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

など

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、(お問い合わせ先)の(手続き窓口)までご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料を精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。引受保険会社および引受割合につきましては、(お問い合わせ先)の(手続き窓口、取扱代理店)までお問い合わせください。

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

10. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取扱い

商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外に在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧ください。●申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。以下の事項について、再度ご確認ください。ご確認にあたりご不明な点がございましたら、本パンフレットに記載の(お問い合わせ先)までご連絡ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる契約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。
【補償重複についての注意事項】
補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の可否をご判断ください。
- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

お問い合わせ先

■ 手続き窓口

神奈川県民共済生活協同組合
〒231-8418 神奈川県横浜市中区桜木町1-1-8-2 県民共済プラザビル
TEL 0120-371075(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

■ 保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

● 取扱代理店

神奈川県民共済生活協同組合 保険代理事業室
〒231-8418 神奈川県横浜市中区桜木町1-1-8-2 県民共済プラザビル
TEL 0120-371622(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

● 引受幹事保険会社

損害保険ジャパン株式会社 横浜支店営業第三課
〒231-0007 神奈川県横浜市中区弁天通5-70 損保ジャパン横浜馬車道ビル5F
TEL 045-201-6720 FAX 045-662-6859(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

● 保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

(ナビダイヤル) 0570-022808(通話料有料)

(受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで 土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンの下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

(こちらは損害保険契約専用の事故サポートセンターです。そのため、共済契約のご請求は受け付けておりませんので、ご注意ください。)

【事故サポートセンター】 TEL 0120-581-050(受付時間:24時間365日)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトと約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ご加入後約1か月で加入者証をお届けしますので大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、(お問い合わせ先)の(引受幹事保険会社)までご照会ください。

神奈川県民共済生活協同組合 組合員の皆さまへ

くらしの安心保険のご案内

交通傷害危険のみ補償特約セット傷害総合保険

くらしの安心保険は 神奈川県自転車条例 (2019年10月1日施行)の 保険加入義務化にも対応!

個人賠償責任
補償

基本
補償

携行品損害
補償

死亡・後遺障害
(交通傷害)



(注) 2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。

団体割引
20%

【傷害総合保険にご加入の皆さまへ】
2025年1月1日以降に保険期間が開始するご契約について、個人賠償責任補償特約の補償内容、ホールインワン・アルパトロス費用補償特約の保険料の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

オプション補償

①

弁護士費用
補償

②

ホールインワン・アルパトロス
費用補償

保険期間

2025年4月1日～2026年4月1日

くらしの安心保険とは

くらしの安心保険*とは、日常生活で起こりうる様々なリスクをカバーした保険です。個人賠償責任補償がセットされており、神奈川県自転車条例の保険加入義務化にも対応しております。

基本補償の3つの補償に加えて、弁護士の相談費用・委任費用を補償する弁護士費用補償、ゴルフをする方におすすめのホールインワン・アルバトロス費用補償を選択することも可能です。

月々420円からご加入が可能ですので、ご家族の安心のためにぜひご検討ください。

※「くらしの安心保険」は神奈川県民共済生活協同組合を団体契約者とし、組合員さまを被保険者とする団体保険のペットネームです。正式名称は「交通傷害危険のみ補償特約セット傷害総合保険」となります。

生活を守る3つの基本補償

個人賠償



(注) 2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。

- 自転車に乗っていたところ、他人にケガをさせてしまった。
- 水漏れが起き、階下に迷惑をかけてしまった。
- 友人に借りていたビデオカメラを壊してしまった。
- レンタルしていたスキー用品を壊してしまった。

携行品損害



- 買い物中、財布をすられてしまった。
- 散歩中に転んでしまい、腕時計が壊れてしまった。
- ゴルフ中、クラブが折れて壊れてしまった。

死亡・後遺障害 (交通傷害)



- 交通事故により亡くなった。
- 駅の階段から転落し、後遺障害をわずらった。

プランごとの補償内容と保険料

(保険期間1年、団体割引20%、交通傷害危険のみ補償特約セット)

補償内容(保険金の種類)		プランA	プランB	プランC	プランD
		基	基 + 1	基 + 2	基 + 1 2
		保 険 金 額 (限度額)			
基本補償	個人賠償 (※) 受託品の取り扱いはこちらをご参照ください。	3億円	3億円	3億円	3億円
	携行品損害(自己負担額3,000円)	50万円	50万円	50万円	50万円
	死亡・後遺障害(交通傷害)	100万円	100万円	100万円	100万円
オプション補償	1 弁護士費用 (自己負担割合10%)	—	通算 200万円	—	通算 200万円
	弁護士費用補償 法律相談・書類作成費用 (自己負担額1,000円)	—	通算 10万円	—	通算 10万円
	2 ホールインワン・ アルバトロス費用	—	—	30万円	30万円
月額保険料		420円	690円	770円	1,040円

(※) 受託品の取り扱いについて

受託品の損壊または盗取に起因する損害賠償責任は個人賠償責任補償の基本補償として補償対象です。

(注1) 受託品の置き忘れ・紛失や、漁具の損害は補償対象外となります。

(注2) 100万円までの受託品の損害を補償します。

基本補償

個人賠償責任補償

被保険者の範囲：ご家族の皆さま^(※)



- 日常生活における法律上の損害賠償責任を補償します。

国内・国外補償

示談交渉サービス付
《日本国内で発生した事故のみ》

日常生活で生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたこと、国内で受託した財物を壊したことや線路への立ち入りで電車等を運行不能にさせてしまったこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

ただし、受託品は国内で受託した財物にかぎる



(注) 2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。

(※) 「ご家族の皆さま」とは次のとおりです。

①被保険者本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族^(※1)

④本人またはその配偶者の別居の未婚の子

⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎります。）。ただし、本人に関する事故にかぎります。

⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎります。）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。

なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

(※1) 6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

携行品損害補償

被保険者の範囲：被保険者ご本人



- 外出先での偶然な事故による携行品の破損、盗難などを補償します。

国内・国外補償

偶然な事故により、被保険者（保険の対象となる方）の居住する建物外で被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。免責金額（自己負担額）は1事故につき3,000円です。



(注) お支払いする保険金の額は保険期間を通じて携行品損害補償特約の保険金額が限度となります。乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計5万円が限度となります。

死亡・後遺障害（交通傷害）

被保険者の範囲：被保険者ご本人



- 交通事故等により死亡・後遺障害が生じた場合、保険金をお支払いします。

国内・国外補償

所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。



お支払いの対象となる
保険金

死亡……事故の発生の日から180日以内
後遺障害……事故の発生の日から180日以内

(※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注) 保険金のお支払い方法等重要な事項は「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

オプション補償①

弁護士費用補償

弁護のちから

被保険者の範囲：被保険者ご本人



“弁護のちから”が支える2つのトラブル | 次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

【対象となるトラブルの当事者】

＜被保険者ご本人が親権者の場合＞

被保険者ご本人またはお子さま^(※)が遭遇されたトラブルが対象となります。

トラブルの
当事者



被保険者
ご本人



お子さま

● 複数のお子さまを補償の対象とすることが可能です。

(※) 被保険者が親権を有する未成年の子が対象となります。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。

＜被保険者ご本人がお子さまの場合＞

被保険者ご本人が遭遇されたトラブルが対象となります。

トラブルの
当事者



被保険者
ご本人

● お子さまが成人後も補償の対象となります。

被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。



人格権侵害^(※)

- こどもがいじめにあり、登校拒否の状態になった。
- 昔の交際相手からストーカー行為をされている。
- ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)上でいわれもない誹謗中傷にあり、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。



✗ 以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル など
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル

(※) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償^{*}

① 弁護士費用保険金

弁護士等へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士費用を補償します。

■ 保険金額 (保険期間1年間につき) 通算 **200万円** 限度

■ お支払いする保険金の額

$$1つのトラブルに関する弁護士等への委任にかかった費用 \times (100\% - \text{自己負担割合} 10\%)$$

② 法律相談・書類作成費用保険金

弁護士等および行政書士へ法律相談・書類作成の依頼を行うときに負担した法律相談・書類作成費用を補償します。

■ 保険金額 (保険期間1年間につき) 通算 **10万円** 限度

■ お支払いする保険金の額

$$1つのトラブルに関する法律相談・書類作成にかかった費用 - \text{自己負担額 (免責金額)} 1,000円$$

(※) 日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。

いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払事例

被害事故に関するトラブル

歩道で自転車に衝突され、左脚を負傷し、障害を負った。加害者に賠償請求しているが応じてくれないため弁護士に相談した。その後、弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。

弁護士等への委任にかかった費用 **50万円**
着手金15万円、報酬金35万円

弁護士費用保険金のお支払額
 $50万円 \times (100\% - 10\% (\text{自己負担割合})) = \mathbf{45万円}$

法律相談・書類作成にかかった費用 **1万円**

法律相談・書類作成費用保険金のお支払額
 $1万円 - 1,000円 (\text{自己負担額}) = \mathbf{9,000円}$

合計
45万9,000円をお支払い

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。



相談できる弁護士が身近にいらなくても安心！「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

「被害事故・嫌がらせ相談窓口」

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。

「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

(注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。

(注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

(注3) ご利用は日本国内からにかぎります。

(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。
事故サポートセンター：【受付時間】24時間365日 0120-581-050

(注) 保険金のお支払い方法等重要な事項は「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

さまざまなトラブルが潜む中… 法的トラブルについてはこのような声があります

Q.1 あなたや、あなたの身の回りの家族や友人など法的トラブルが 起こったことはありますか？

実は、私たちの身の回りでは、
さまざまな法的トラブルが起きています。

「ある」と答えた方 **約6.5人に1人**

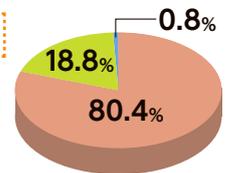
出典：平成21年内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」
(注)「ある」と答えた人が挙げた法的トラブルには、「弁護のちから」では補償対象とならないトラブル(多重債務、医療事故など)も含まれています。

万が一、法的トラブルに巻き込まれた場合、無理して抱えこむことなく、
専門家である「**弁護士**」に相談できたら安心です。でも…

Q.2 法的トラブルにあったときに相談できる弁護士がいますか？

「身近に相談できる弁護士がいない」
という方が多いのが現状です。

相談できる弁護士がいない 80.4
相談できる弁護士がいる 18.8
わからない 0.8

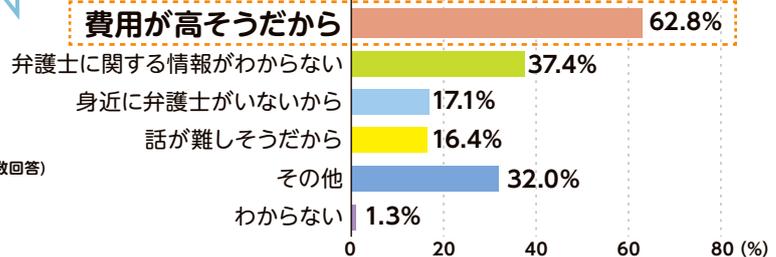


出典：平成21年内閣府大臣官房政府広報室
「総合法律支援に関する世論調査」をもとに
損保ジャパンにて作成

全国の20歳以上3,000人のうち有効回答数 1,684人

Q.3 弁護士への相談を迷う、または、相談しない理由は何です？

「相談したいけれど費用が高そう」と
感じている人が約6割もいます。



出典：平成21年内閣府大臣官房政府広報室
「総合法律支援に関する世論調査」

弁護士への相談を迷う、または、相談しないと回答した1,019人を対象(複数回答)

日常生活におけるケガや賠償事故への備えだけでなく、法的トラブルに巻き込まれたときに「弁護士」をもっと
身近に活用するための備えがほしい…**そのような声にこたえて、弁護士費用補償があなたの生活を
守ります!!**



オプション補償 ②

ホールインワン・アルバトロス費用補償

被保険者の範囲：
被保険者ご本人

日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場において、ゴルフの競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に慣習上負担する次の費用をお支払いします。

国内補償

お支払いの対象となる
保険金 贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、
ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀

- (注1) 同伴競技者1名以上とパー35以上の9ホール(ハーフ)またはパー35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドした場合にかぎりです。
(注2) キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払対象となりません。詳しい内容は「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、ご確認ください。



弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。
- 保険責任は保険期間開始日の午前0時(継続加入の場合:午後4時)に始まりませんが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。



ご注意ください

ご加入に際して特にご確認ください事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

商品の仕組み	この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたもので神奈川県民共済生活協同組合を保険契約者とする団体契約です。	
保険契約者	神奈川県民共済生活協同組合	
保険期間	2025年4月1日午前0時(継続加入者の場合:午後4時)から2026年4月1日午後4時までの1年間となります。以降は特段の申し出がない限り1年毎の自動更新となります。中途加入の場合は、毎月1日から2026年4月1日午後4時までとなります。	
申込締切日	2025年4月1日から加入する場合:2025年3月15日 中途加入の場合:保険期間初日(毎月1日)の前月15日 (いずれも神奈川県民共済生活協同組合到着) ※15日が神奈川県民共済生活協同組合の休業日の場合は翌営業日を受付締切日とします。なお、この場合加入依頼書等は15日以前に記入されたものとします。	
引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等	引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。	
加入対象者	神奈川県民共済生活協同組合の組合員で、主制度に加入している被共済者の方が加入対象者です。 ※神奈川県民共済生活協同組合の個人賠償責任保険にご加入の方は、下に記載されている「注意」をご確認ください。	
被保険者	神奈川県民共済生活協同組合の組合員で、主制度に加入している被共済者の方を被保険者としてご加入いただけます。	
お支払方法	指定口座から毎月8日の振替となります。保険料振替日は月払いの当月払いとなります。更新の場合は毎年4月8日となります。保険料は、共済掛金と一括して口座振替により払込いただけます。クレジットカード払いによる場合は、共済掛金と一括してクレジットカード会社の会員規約に基づいて払込いただけます。振替ができなかった場合は前月分とあわせてご指定の共済掛金振替口座より振替となります。 ※金融機関が休業日のときは翌営業日となります。共済掛金または保険料が3ヶ月連続で払込ができなかった場合は、ご加入は失効する場合があります。	
お手続き方法	新規加入者の皆さま	「加入依頼書」に必要事項をご記入の上、ご提出いただけます。
	継続加入者の皆さま	前年と同条件で継続加入を行う場合、自動更新となりますので特段の手続きは不要です。
	ご加入プランを変更する場合 継続加入を行わない場合	当パンフレット最終ページの〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。
中途加入	保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始月から毎月払込いただけます。	
中途脱退	この保険から脱退(解約)される場合は、〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。	
団体割引	団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。 また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんのでご了承ください。	
満期返れい金・契約者配当金	この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。	



注意

神奈川県民共済生活協同組合の個人賠償責任保険とくらしの安心保険は重複してご加入いただくことはできません。くらしの安心保険にご加入する場合は、個人賠償責任保険からくらしの安心保険へ移行する手続きが必要です。「加入依頼書」ではなく「移行依頼書」に必要事項を記入のうえ、神奈川県民共済生活協同組合までご提出ください。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

ケガの補償

被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。
 (※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。
 (注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ、損害に対しては、保険金をお支払いできません。
 ●次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。
 ①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故 ②交通乗用具に搭乗中^(※)の事故 ③駅の改札口を入れてから改札口を出るまでの間における事故など
 ④交通乗用具の火災
 (※)正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	<p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <p>死亡保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額の全額</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの) ⑩交通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 ⑪船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。)とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑫航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ⑬グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故 ⑭被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事中のその作業に直接起因する事故 (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>
後遺障害保険金	<p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。</p> <p>後遺障害保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)</p>	<p>①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両^(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的事故 ・置き忘れ^(※2)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など (※1)次のア.からエ.までのいずれかに該当するものを除きます。 ア.主たる原動力が人力であるもの イ.ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ.身体障がい者用の車^(※3)および歩行補助車で、原動機を用いるもの エ.移動用小型車および遠隔操作型小型車 (※2)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 (※3)身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。</p>
個人賠償責任 ^(注)	<p>日本国内または国外において、被保険者^(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありませぬ。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者^(※1)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物(受託品)^(※2)を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等^(※3)を運行不能にさせた場合</p> <p>(※1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ア.本人 イ.本人の配偶者 ウ.本人またはその配偶者の同居の親族 エ.本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ.本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。 カ.イ.からエ.までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p> <p>(※2)次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハングライダー、パラライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品</p> <p><次ページへ続きます。></p>	<p>①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両^(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的事故 ・置き忘れ^(※2)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など (※1)次のア.からエ.までのいずれかに該当するものを除きます。 ア.主たる原動力が人力であるもの イ.ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ.身体障がい者用の車^(※3)および歩行補助車で、原動機を用いるもの エ.移動用小型車および遠隔操作型小型車 (※2)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 (※3)身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。</p>

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任(国内外補償) 個人賠償責任(注)	<p><前ページの続きです。></p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産 など <p>(※3)「電車等」とは、自動車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p>	
物の損害の補償(国内外補償) 携行品(注)	<p>偶然な事故により携行品(※1)に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額(※2)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。</p> <p>ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。</p> <p>(※1)「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。))外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回りの品をいいます。</p> <p>(※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。</p> <p>(注1)乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。</p> <p>(注2)次のものは保険の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■動物、植物等の生物 ■自動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ■自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■漁具 ■預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、手形その他の有価証券(小切手を除きます。))およびこれらに類する物 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 など 	<ol style="list-style-type: none"> ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故 ⑩置き忘れ(※)または紛失 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。))の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化 など <p>(※)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合						
弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象) 弁護士費用(注)	<p>被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下1・2のいずれかに該当するトラブル(※1)について、弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用を負担することにより被った損害に対して、弁護士費用保険金または法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、被保険者の未成年の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。</p> <p>なお、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。</p> <p>1被害事故に関するトラブル ケガを負われた、財物を壊された、盗取(※2)にあった等の被害を被ったことによるトラブルをいいます。</p> <p>2人格権侵害に関するトラブル 不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉さ損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。</p> <p>(注)警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎりです。</p>	<p>【全トラブルに共通の事由】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①故意、重大な過失または契約違反 ②自殺行為(※)、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の使用 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥国または公共団体の強制執行または即時強制 ⑦財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合については保険金をお支払いします。 ⑧被保険者または被保険者の未成年の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル ⑨主として被保険者または被保険者の未成年の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由 <p><次ページへ続きます。></p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保険金種類</th> <th>お支払いする保険金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弁護士費用保険金</td> <td> <p>弁護士等への委任(※3)によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士費用の保険金額を限度とします。</p> <p>弁護士費用保険金の額 = 損害の額 × (100% - 自己負担割合10%)</p> </td> </tr> <tr> <td>法律相談・書類作成費用保険金</td> <td> <p>弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用(※4)の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。</p> <p>法律相談・書類作成費用保険金の額 = 損害の額 - 自己負担額 1,000円</p> </td> </tr> </tbody> </table>	保険金種類	お支払いする保険金の額	弁護士費用保険金	<p>弁護士等への委任(※3)によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士費用の保険金額を限度とします。</p> <p>弁護士費用保険金の額 = 損害の額 × (100% - 自己負担割合10%)</p>	法律相談・書類作成費用保険金	<p>弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用(※4)の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。</p> <p>法律相談・書類作成費用保険金の額 = 損害の額 - 自己負担額 1,000円</p>	
保険金種類	お支払いする保険金の額							
弁護士費用保険金	<p>弁護士等への委任(※3)によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士費用の保険金額を限度とします。</p> <p>弁護士費用保険金の額 = 損害の額 × (100% - 自己負担割合10%)</p>							
法律相談・書類作成費用保険金	<p>弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用(※4)の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。</p> <p>法律相談・書類作成費用保険金の額 = 損害の額 - 自己負担額 1,000円</p>							

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)</p> <p style="text-align: center;">弁護士費用(注)</p> <p style="text-align: center;">+ 弁護士費用保険金</p> <p style="text-align: center;">+ 法律相談・書類作成費用保険金</p>	<p style="text-align: right;"><前ページの続きです。></p> <p>(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。</p> <p>①被保険者または被保険者の未成年の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額</p> <p>②保険金請求権者が行った最初の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額</p> <p>(※1)日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎります。</p> <p>(※2)詐欺、詐欺、恐喝またはこれらに類似の事由を含み、警察への届出を行ったものにかぎります。</p> <p>(※3)同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金がお支払される最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。</p>	<p style="text-align: right;"><前ページの続きです。></p> <p>⑩債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル(過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。)。ただし、盗取による被害事故に関するトラブルについては保険金をお支払いします。</p> <p>⑪保険契約または共済契約に関する事由。</p> <p>⑫被保険者または被保険者の未成年の子とその親族との間で発生した事由</p> <p>⑬環境汚染</p> <p>⑭環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由</p> <p>⑮騒音、振動、悪臭、日照不足等</p> <p>⑯電磁波障害 など</p> <p>(※)この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合については保険金をお支払いします。</p> <p>【各トラブル固有の事由】</p> <p>前ページ①に該当する場合</p> <p>⑰自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者の未成年の子が被った被害事故に関するトラブル</p> <p>⑱医師等が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防</p> <p>⑲あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等</p> <p>⑳薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示</p> <p>㉑身体美容または整形 など</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">費用の補償(国内のみ補償)</p> <p style="text-align: center;">ホールインワン・アルバトロス費用(注)</p>	<p>日本国内にあるゴルフ場^(※1)においてゴルフ競技^(※2)中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、ホールインワン・アルバトロス費用の保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。</p> <p>①贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等を除きます。)</p> <p>②祝賀会費用^(※3)</p> <p>③ゴルフ場に対する記念植樹費用</p> <p>④同伴キャディに対する祝儀</p> <p>⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用(保険金額の10%を限度とします。)</p> <p>(※1)「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。</p> <p>(※2)「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。)、基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)、または基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・パードゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。</p> <p>(※3)「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパンがこれを認めるときは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要な費用を含めることができます。</p> <p>(注1)ホールインワン・アルバトロス費用補償特約は、アマチュアの方のみお引き受けできます(ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。)</p> <p>(注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。</p> <p>★ご注意ください!</p> <p>●キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときにかぎり、お支払いの対象となります。</p> <p>①そのゴルフ場の使用人が目撃^(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合</p> <p>②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃^(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合</p> <p>③ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時・ゴルファーの個別確認等が可能なもので、第1打からホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎります。))が提出できる場合</p> <p>④同伴競技者以外の第三者^(※5)が目撃^(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合</p> <p>(※4)ホールインワンの場合、被保険者が第1打で打ったボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することを行います。アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数(パー)より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することを行います。</p> <p style="text-align: right;"><次ページへ続きます。></p>	<p>①ゴルフの競技または指導を職業としている方の行ったホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>②ゴルフ場の経営者または従業員がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>③日本国外で行ったホールインワンまたはアルバトロス など</p>

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
国内のみ適用 費用の補償 ホールイン・ アルパトロス 費用 (注)	(※5)例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「フオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。	<前ページの続きです。>

(注)補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。
(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意ください

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義						
原因事故	トラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。 原因事故の発生の際は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>トラブルの種類</th> <th>原因事故の発生の時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.被害事故に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時</td> </tr> <tr> <td>2.人格権侵害に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時</td> </tr> </tbody> </table>	トラブルの種類	原因事故の発生の時	1.被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時	2.人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時
トラブルの種類	原因事故の発生の時						
1.被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時						
2.人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時						
交通乗用具	電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、キックボード(原動機を用いるものを含みます。)、ペダルのない二輪遊具等は除きます。						
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。						
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。						
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。						
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。						
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性パートナー ^(※2) を含みます。 (※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者を含みます。						
被保険者の未成年の子	被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。						
弁護士等	弁護士または司法書士法(昭和25年法律第197号)第3条第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。						
保険金請求権者	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行う者を含みます。						
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。						
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。						

ご加入に際して、特にご注意ください(注意喚起情報のご説明)

1.クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。ただし、県民共済の申し込みが取り消された場合は、この保険の申し込みは無効となります。

2.ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
 - 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
 - 加入対象者または記名被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
- (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>

この保険における告知事項は、次のとおりです。

★他の保険契約等^(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

- *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

- 弁護士費用総合費用特約において、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

3.ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
 - ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
 - 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- <被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分)にかぎり、解除することを求めることができます。お手続き方法につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- <重大事由による解除等>保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- <他の身体影響または疾病の影響について>すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いしません。

<次ページへ続きます。>

ご加入に際して、特にご注意ください(注意喚起情報のご説明)

<前ページの続きです。>

4.責任開始期

- 新規加入者の保険責任は保険期間開始日の午前0時に始まります。継続加入者の保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まります。(注)中途加入の場合は、毎月15日までの受付分は受付日の翌月1日(15日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

5.事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまでご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。
- (注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
 - 被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - 損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、テスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など ④弁護士費用または法律相談・書類作成費用を負担した場合 弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士等の委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など

	必要となる書類	必要書類の例
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

- (※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
- (注1)事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- (注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6.保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7.中途脱退と中途脱退時の返れい金等

- この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の開始日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。
- (注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8.保険会社破綻時の取扱い

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

9.個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約 保険金額 保険期間 保険料、保険料払込方法 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。

パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項をご確認ください。】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【「ホールインワン・アルパトロス費用補償特約」をセットしたプランにご加入になる場合のみご確認ください】

「ホールインワン・アルパトロス費用補償特約」をセットされる場合、他のホールインワン・アルパトロス費用を補償する保険にご加入の場合の以下の【注意事項】をご確認いただきましたか。

【注意事項】

ホールインワン・アルパトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうちで最も高い保険金額となります。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

お問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

■ 保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

● 取扱代理店

神奈川県民共済生活協同組合 〒231-8418 神奈川県横浜市中区桜木町1-1-8-2 県民共済プラザビル
保険代理事業室 TEL:0120-371622 【受付時間】 平日:午前9時から午後5時まで

● 引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 〒231-0007 神奈川県横浜市中区弁天通5-70 損保ジャパン横浜馬車道ビル5F
横浜支店営業第三課 TEL:045-201-6720 FAX:045-662-6859 【受付時間】 平日:午前9時から午後5時まで

■ 手続き窓口

神奈川県民共済生活協同組合 〒231-8418 神奈川県横浜市中区桜木町1-1-8-2 県民共済プラザビル
TEL:0120-371075 【受付時間】 平日:午前9時から午後5時まで

万一、事故にあわれたら

● 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

事故サポートセンター ◆おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 24時間365日 **0120-581-050**

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

● 損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター ◆おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日:午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)



0570-022808
〈通話料有料〉

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会の
ホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

● 取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものになります。

● このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトにご約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

● 加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。